

## 農林水産委員会議録 第六号

(六五)

平成二年三月二十七日(火曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 亀井 静香君

理事

石破 茂君

理事

中川 昭一君

理事

大原 一三君

理事

穂積 良行君

理事

柳沢 伯夫君

理事

市朗君

理事

阿部 文男君

理事

内海 英男君

理事

唐沢俊二郎君

理事

杉浦 正健君

理事

田邊 國男君

理事

仲村 正治君

理事

三ツ林野太郎君

理事

御法川英文君

理事

遠藤 登君

理事

佐々木秀典君

理事

鈴木 宗男君

理事

近岡理一郎君

理事

二田 孝治君

理事

三原 朝彦君

理事

有川 清次君

理事

北沢 清功君

理事

田中 恒利君

理事

堀込 征雄君

理事

前島 秀行君

理事

倉田 栄喜君

理事

藤田 スミ君

理事

鈴呂 吉雄君

理事

目黒吉之助君

理事

東 順治君

理事

小平 忠正君

理事

亀井 久興君

理事

同日

辞任

佐藤 隆君

理事

鳩山由紀夫君

理事

三原 朝彦君

理事

御法川英文君

理事

佐藤 隆君

理事

本日の会議に付した事件

本施策

○亀井委員長 これより会議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

この際、山本農林水産大臣から、農林水産業の基本施策について発言を求められておりますので、これを許します。山本農林水産大臣。

○山本國務大臣 農林水産委員会の開催に当たりまして、私の所信の一端を申し上げます。

農林水産業及び食品産業などの関連産業は、国民生活にとって最も大切な食糧等の安定供給のほか、地域社会の活力の維持、国土・自然環境の保全など、我が国経済社会の発展と国民生活の安定に不可欠な役割を果たしております。また、農山村

漁村は、農林水産業の生産の場であるほか、地域ごとにそれぞれ特色のある文化をはぐくみ、都市住民が健康的な余暇を楽しむ空間として、重要な多面的な機能を担っておりります。

したがって、農林水産業や関連産業の健全な発展と農山漁村の活性化なくしては、我が国経済社会の調和ある発展と、豊かでゆとりある国民生活の実現はあり得ないと考えております。

我が国は、豊かな太陽と水、温暖多雨な気候に恵まれ、南北に長く変化に富んだ自然条件にあります。また、消費水準の高い大きな国内市場、優れた生産者、高度な加工技術を有する食品産業などにも恵まれ、農林水産業や関連産業の発展を図る上で有利な条件を備えていると考えております。

私は、こうした有利な条件を生かし、我が国

農林水産業や関連産業の持てる力を遺憾なく発揮すれば、二十一世紀へ向けて新たな展望が開けるものと確信をしております。

このため、先般閣議決定した「農産物の需要と生産の長期見通し」などを指針とし、より一層の生産性の向上を進め、国内での基本的な食糧供給力の確保を図りつつ、国民の納得できる価格での食糧の安定供給に努めることを基本として、各般の施策を講じてまいります。

農林水産技術会議事務局長、農林水産省食品流通局長、農林水産省畜産局長、岩崎 充利君

農林水産省畜産局長 岩崎 充利君



生産対策を充実します。

さらに、肉用牛対策を充実するなど、畜産についての総合的な対策を講ずるほか、効率的な家畜の改良増殖等を推進するため、家畜改良センターを設立します。

第三は、条件が不利な中山間地域等の活性化を図ることであります。このため、附加值の高い農林水産業の振興、生活環境の整備、就業機会の確保、都市との交流の促進等を行う特別対策や、農林業の生産基盤と生活環境基盤を総合的に整備する事業を推進するほか、新たな資金の創設、地域の特色を生かした多様な農林業生産の振興等を図ります。

第四に、農林水産業、食品産業等の技術の開発、普及等であります。バイオテクノロジー等の基礎的、先導的研究を重点的に推進するほか、消費者及び食品産業のニーズに対応した研究開発、研究交流、民間の研究支援を実施します。

また、先端的農業技術の実用化及びその普及を推進します。さらに、農林水産行政の推進に資するため、各種統計情報の整備を図ります。第五に、良質な食品を提供する観点から、優良な地域食品について、ふるさと食品としての产地、品質等の認証、普及等を行う事業を実施するほか、米の需要拡大と需給の調整のための特別事業の実施、食糧管理制度の適切な運用等により、農産物の需給と価格の安定に努めます。

第六に、食品産業対策、食品流通対策、輸出促進対策について申し上げます。食品産業につきましては、バイオテクノロジー等を用いた技術対策を充実いたしました。食品流通対策につきましては、食料品商業について、組織化等を通じる経営の近代化と競争力の強化を促進します。

また、海外におけるアンテナショップの増設やテストマーケティングの実施等により、品質的にすぐれた日本産の農林水産物の輸出の促進を図りました。海外におけるアンテナショップの増設やテストマーケティングの実施等により、品質的にすぐれた日本産の農林水産物の輸出の促進を図りました。

ます。

第七に、地球環境保全対策と国際協力の推進であります。

熱帯林の減少、砂漠化の進行、地球の温暖化などの地球環境問題に対処するための調査研究等を充実するとともに、農林水産業に関する国際協力を実施します。

以上申し上げましたほか、農林漁業金融の充実、農業信用保証保険制度の拡充を図るほか、農業者年金制度、農業災害補償制度等の適切な運営に努めることとしております。

次に、森林、林業施策に関する予算について申し上げます。

国土の保全と林業生産基盤の整備を図る観点から、治山、造林及び林道の各事業を計画的に推進することとし、三千三百三十億円を計上しております。

また、林業、山村の活性化を図る新たな林業構造改善事業を実施するとともに、若者の新規参入の促進、森林組合の作業班の育成等による林業担い手育成総合対策を実施します。

さらに、国材の流通体制の整備と木材産業の体质強化、森林の保全整備と総合利用の推進等を計画的に推進することとし、二千百四十九億円を計上しております。

また、林業、山村の活性化を図る新たな林業構造改善事業を実施するとともに、若者の新規参入の促進、森林組合の作業班の育成等による林業担い手育成総合対策を実施します。

第五に、良質な食品を提供する観点から、優良な地域食品について、ふるさと食品としての产地、品質等の認証、普及等を行う事業を実施するほか、米の需要拡大と需給の調整のための特別事業の実施、食糧管理制度の適切な運用等により、農産物の需給と価格の安定に努めます。

第六に、食品産業対策、食品流通対策、輸出促進対策について申し上げます。

二百海里時代の定着等に即応した水産業の振興を図るために、漁業生産基盤たる漁港、沿岸漁場の整備を計画的に推進することとし、二千百四十九億円を計上しております。

また、我が国周辺水域の漁業の振興を図るために、栽培漁業等つくり育てる漁業について、その振興におくが見られる地域にも特段の配慮を払って、組織化等を通じる経営の近代化と競争力の強化を促進します。

また、海外におけるアンテナショップの増設やテストマーケティングの実施等により、品質的にすぐれた日本産の農林水産物の輸出の促進を図りました。

を推進することとしております。

次に、特別会計予算について御説明いたしました。

まず、食糧管理特別会計につきましては、管理費の節減等に努め、一般会計から調整勘定への繰入額を二千三百二十億円とすることとしております。

農業共済再保険、国有林野事業特別会計等の各特別会計につきましても、それぞれ所要の予算を計上しております。

最後に、財政投融資計画につきましては、農林漁業金融公庫による資金運用部資金等の借り入れ、生物系特定産業技術研究推進機構への産業投資特別会計からの出融資等総額八千二百八十五億円を予定しております。

これをもまして、平成二年度農林水産予算の概要の説明を終わります。(拍手)

○亀井委員長 以上で説明は終わりました。

これらの価格調整措置を通じ、これまで、国内糖価の安定と甘味資源作物の安定的生産の確保に努めてきたところであります。

このようなかで、昭和六十三年七月の日米協議により、異性化糖あるいは砂糖と他の糖とを混和した糖類について、平成二年四月一日から輸入数量の制限を撤廃することが決定されたところであります。

政府といたしましては、輸入自由化に伴う国内糖価への悪影響を防止し、糖価安定制度の円滑な運営を確保するため、輸入数量制限が撤廃されるこれらの中でも、昭和六十三年七月の日米協議により、異性化糖あるいは砂糖と他の糖とを混和した糖類について、平成二年四月一日から輸入数量の制限を撤廃することが決定されたところであります。

政府といたしましては、輸入自由化に伴う国内糖価への悪影響を防止し、糖価安定制度の円滑な運営を確保するため、輸入数量制限が撤廃される

これらの中でも、昭和六十三年七月の日米協議により、異性化糖あるいは砂糖と他の糖とを混和した糖類について、平成二年四月一日から輸入数量の制限を撤廃することが決定されたところであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、輸入される砂糖と他の糖とを混合した糖を事業団の売買の対象に追加することとあります。これらの混合糖につきましては、輸入糖と同様の一定の場合に事業団による売買を行うことにより、これに含まれる砂糖分について価格調整を行なうこととしております。また、この場合の売買差額は、砂糖の含有率に応じて輸入糖の場合と同様の方法により算出される額としております。

第二に、輸入される異性化糖及び異性化糖と他

安定を図ることを目的として、昭和四十年に制定されたものであります。

その後、経済成長の中で砂糖の需要は順調に伸び、昭和五十年ごろまでは輸入糖も増加傾向を続けてまいりましたが、昭和五十年代半ばに、砂糖を原料とする甘味料である異性化糖が出現し、砂糖との代替が急速に進んだため、輸入糖の単位当たりの負担が急増し、糖価安定制度の円滑な運営が危ぶまれる事態となりました。このため、昭和五十七年に本法を改正して、国内産異性化糖を蚕糸砂糖類価格安定事業団の売買の対象とし、砂糖との価格調整を行うこととしたところであります。

まず、食糧管理特別会計につきましては、管理費の節減等に努め、一般会計から調整勘定への繰入額を二千三百二十億円とすることとしており

の糖とを混合した糖を事業団の売買の対象に追加することあります。輸入されるこれらの糖につきましても、国内産異性化糖と同様の一一定の場合に事業団による売買を行うことにより、砂糖との価格調整を行うこととしております。また、この場合の売買差額は、輸入される異性化糖については、国内産異性化糖と同様の方法により算出される額とするとともに、輸入される異性化糖と他の糖とを混合した糖については、異性化糖の含有率に応じた額としております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いた

だきますようお願い申し上げます。

○鷲井委員長 次に、補足説明を聴取いたしま

す。鷲野食品流通局長。

○鷲野政府委員 砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては既に提案理由説明において申し述べましたので、以下、その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、輸入される混合糖に含まれる砂糖の価格調整であります。

輸入糖につきましては、既に蚕糸砂糖類価格安定事業団の売買を通じて国内産糖との価格調整を行っておりますが、今回、輸入者が自由化される砂糖と他の糖とを混合した糖すなわち混合糖につきましても、これに含まれる砂糖分について輸入糖と同様の価格調整を行うこととしております。

また、粗糖の平均輸入価格が安定上限価格を超えた場合の売買差額は、輸入申告者等は、粗糖の平

れるときは、一定の規格の混合糖の輸入申告者等の買い入れの価格から一定額を控除した価格で売り戻すこととしております。

さらに、これらの場合の混合糖の売買差額についても、混合糖の砂糖含有率に応じて輸入糖と同様の方法により算出される額といたしております。

第二に、輸入される異性化糖等の砂糖との価格調整であります。

異性化糖あるいは異性化糖と他の糖とを混合した糖すなわち混合異性化糖につきましても今回輸入が自由化されることとなつておりますが、現在砂糖との価格調整を行つて国内産異性化糖と申告者等は、異性化糖の平均供給価格が異性化糖とても同様に価格調整を行ふこととしております。

すなわち、異性化糖または混合異性化糖の輸入申告者等は、異性化糖の平均供給価格が異性化糖と並んで同一の価格でその異性化糖等を事業団に売り渡さなければならないこととし、事業団は、その買い入れの価格に一定額を加えた価格でその異性化糖等を当該輸入申告者等に売り戻さなければならぬこととしております。

この異性化糖の平均供給価格につきましては、国内における原料でん粉の価格及び異性化糖の標準的な製造販売経費に加え、海外の異性化糖の主な生産地域における異性化糖の市価、関税相当額等を基準とし、異性化糖の国内での推定製造数量と推定輸入数量との比率を勘案して定めることとしております。

また、輸入される異性化糖の売買差額について

は、国内産異性化糖の場合の売買差額と同水準のものとするとともに、輸入される混合異性化糖の売買差額については、混合異性化糖の異性化糖含有率に応じて輸入される異性化糖と同様の方法により算出される額といたしております。

売買差額の算出に用いるいわゆる調整率等についてその算定方法を整備するとともに、粗糖の定義について技術上の変更を行ふ等、所要の規定の整つまつては、IQを存続するかわりに諸般の輸入の価格から一定額を控除した価格で売り戻すこととしております。

なお、輸入される混合糖及び異性化糖等の事業團売買につきましては、平成二年四月一日以後に輸入申告をするものから行うこととしておりま

す。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終ります。

○鷲井委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

○仲村委員長 これまで本案の趣旨の説明は終りました。

○鷲井委員長 それより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。仲村正治君。

○仲村委員長 糖価安定法の一部を改正する法律案についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど一通りの趣旨説明がございましたけれども、ここで自由化品目がまた一つふえた、こういふことを考えますと、気分的にどうも我が国の農業の一角一角が崩されていくような感じがしてなりません。

そこで、その自由化に踏み切らざるを得なくなつた経過が何であったのか。それと、この輸入異性化糖を自由化することによって国内甘味資源に及ぼす影響はどういうものがあるのか。また、安い異性化糖が入ってくるとなると、これは内外価格差というものが相当出でまいりますけれども、その対策についていかよな措置をとつておられるのか、この御説明をお願いいたしたいと思いま

す。

○鷲野政府委員 お答えを申し上げます。

本法案を提出した理由については先ほど御説明

申し上げましたが、いわゆる日米農産物十二品目

交渉において、いろいろ長い折衝の経過があ

つたわけでございますが、国内生産を守るぎりぎ

りの選択として、十二品目のうち八品目にについてその算定方法を整備するとともに、粗糖の定義について技術上の変更を行ふ等、所要の規定の整つまつては、IQを存続するかわりに諸般の輸入の価格から一定額を控除した価格で売り戻すこととしております。

なお、輸入される混合糖及び異性化糖等の事業團売買につきましては、平成二年四月一日以後に輸入申告をするものから行うこととしておりま

す。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終ります。

○鷲井委員長 以上で本案の趣旨の説明は終りました。

○仲村委員長 これまで本案の趣旨の説明は終りました。

○鷲井委員長 それより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。仲村正治君。

○仲村委員長 糖価安定法の一部を改正する法律案についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど一通りの趣旨説明がございましたけれども、ここで自由化品目がまた一つふえた、こういふことを考えますと、気分的にどうも我が国の農業の一角一角が崩されていくような感じがしてなりません。

そこで、その自由化に踏み切らざるを得なくなつた経過が何であったのか。それと、この輸入異性化糖を自由化することによって国内甘味資源に及ぼす影響はどういうものがあるのか。また、安い異性化糖が入ってくるとなると、これは内外価格差というものが相当出でまいりますけれども、その対策についていかよな措置をとつておられるのか、この御説明をお願いいたしたいと思いま

す。

○鷲野政府委員 お答えを申し上げます。

本法案を提出した理由については先ほど御説明

申し上げましたが、いわゆる日米農産物十二品目

交渉において、いろいろ長い折衝の経過があ

つたわけでございますが、国内生産を守るぎりぎ

りの選択として、十二品目のうち八品目にについてその算定方法を整備するとともに、粗糖の定義について技術上の変更を行ふ等、所要の規定の整つまつては、IQを存続するかわりに諸般の輸入の価格から一定額を控除した価格で売り戻すこととしております。

なお、輸入される混合糖及び異性化糖等の事業團売買につきましては、平成二年四月一日以後に輸入申告をするものから行うこととしておりま

す。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終ります。

○鷲井委員長 以上で本案の趣旨の説明は終りました。

○仲村委員長 それより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。仲村正治君。

○仲村委員長 糖価安定法の一部を改正する法律案についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど一通りの趣旨説明がございましたけれども、ここで自由化品目がまた一つふえた、こういふことを考えますと、気分的にどうも我が国の農業の一角一角が崩されていくような感じがしてなりません。

そこで、その自由化に踏み切らざるを得なくなつた経過が何であったのか。それと、この輸入異性化糖を自由化することによって国内甘味資源に及ぼす影響はどういうものがあるのか。また、安い異性化糖が入ってくるとなると、これは内外価格差というものが相当出でまいりますけれども、その対策についていかよな措置をとつておられるのか、この御説明をお願いいたしたいと思いま

す。

○鷲野政府委員 お答えを申し上げます。

本法案を提出した理由については先ほど御説明

申し上げましたが、いわゆる日米農産物十二品目

交渉において、いろいろ長い折衝の経過があ

品という形で輸入がふえたり、あるいは加糖調製でも莫子類の輸入がふえたり、あるいは砂糖消費税が撤廃されましても、キロ十六円これによって値が下がっておられます。さらに、形成糖価といいまして、輸入糖の価格からいろいろなコストを加えましてはじき出す、いわゆる私どもが形成糖価と言つております。さらに、形成糖価につきましても五円ばかり引き下げをいたしましたて、昨年一年だけで二十一円ばかりの価格引き下げを消費者価格の上に反映させているというところでございます。

○仲村委員 今回輸入異性化糖を自由化した措置として、現在国内異性化糖から徵収している調整金、キロ当たり十一円四十銭、それから関税を平成二年度は七〇%またはキロ当たり三十円、あるいは平成三年度は六〇%、キロ当たり二十七円五十銭、四年度以降は五〇%で二十五円、これだけの関税をかけることによつて国内異性化糖との調整ができる。こうしたことなどでございますが、この措置によつて国内異性化糖との価格の比較はどうなるのか、あるいはまたそういう調整金や関税をかけても実際に輸入異性化糖というものは入ってくるのかどうか、その点を御説明いただきたいと思います。

○鷲野政府委員 まず関税の引き上げでございまが、先生御指摘のとおり平成二年度七〇%、三年度六〇%、四年度以降五〇%というかなり高率の関税を取ることといたします。

これまで異性化糖は輸入制限品目でございましたて、その中で海外からの輸入というのは全く行われなかつたわけでございまして、輸入自由化後にどういう事態が想定されるということを今ここで詳しく見通すということとは非常に難しいのでござ

いますが、輸入される可能性があるとすれば一つあります。アメリカは、どういうように私ども考えております。アメリカは御案内のように世界最大のトウモロコシの生産国でございまして、この安いトウモロコシからつくった異性化糖がかなり出回っております。世界の生産量の大体七五%はアメリカで生産されております。ただ、これも御案内だと思っておりますけれども、異性化糖はもともとが液状でございます。それから長期の輸送とか長期の保存には耐えがたいという特性と申しますか、あるいは欠点と申しますか、そういうものを持っております。そういうことで、仮にアメリカで生産された異性化糖が海を渡って日本へ運ばれてくるならば、これまた相当のいろいろな不利な条件があると思うのでございます。

それからもう一つは、それでは近場ではどこかといいますと、韓国が世界全体の数%の異性化糖の生産を行つております。これは日本にも非常に近いものでございますから、輸送条件はアメリカに比べてすぐれているだろうと思つております。それで私どもいろいろ計算をしまして、韓国の比較的安い時点、これはトウモロコシの国際相場等によりましてコストがいろいろ変わるのでございますが、その安い価格で韓国で生産された価格に運賃等を加えまして、さらに今回の関税措置、それからこのたびの法案による調整金等を付加すれば、まず国内の異性化糖とは競争条件でございませんが、その安い価格で韓国で生産されたか、かよう考えておる次第でございます。

○仲村委員 確かに、昭和四十年に糖業安定法が制定されまして、砂糖の価格の安定と国内産甘味資源生産の健全な保護育成と自給率の向上が図られてまいりました。そのことについて、私も砂糖生産県の出身議員として、政府の今日までの温かい御措置に對しては感謝をいたしているところでございます。ただし、農政全般について考えた場合に、今日我が國農業を取り巻く情勢は極めて厳しいものが山積しております、ついに最後のとりでともいいくべき米にまで攻め込まれてきました

ような感じがしてなりません。先ほどは大臣の意見表明の中でも、米の自給を守っていく、こういう決意表明がなされたわけでございますが、私はここで大臣に、この米の輸入自由化阻止について、國会決議もあることござりますが、いま一度としての決意の表明をいただきたい、こういふふうに考へているところでございます。

○山本國務大臣 お答えいたします。

今先生のお話のとおり、所信ではまことに申上げたとおりでございます。米は日本国民の主食でございます。また、我が農業の根幹だといふ認識でございます。また、水稻栽培というのは、國土や自然環境の保全あるいは地域経済を活性化していくのに不可欠なものだ、そういうことを等あわせて考えております。ですから、米及び水稲栽培の格別な重要性にかんがみまして、また今後話しの両院で國会決議がされておるわけでございますから、この國会決議をしっかりと踏まえて、今後とも国内産で自給をしていくという基本姿勢を貫いてまいりたい、こういうふうに考へております。

○仲村委員 大臣に対しまして、もう一点基本的な問題をお尋ねしたいと思いますが、我が国は、自由主義経済社会の一員として自由貿易体制を推進する責任があります。それと同時に、一方においては、国内農業の保護育成を図らねばならぬという大事な課題も抱えておるわけであります。その場合、輸入農産物価格と国内農産物価格の内外価格差を市場原理に任せては国内農業は成り立つはずはありません。したがつて、主要な農産物について、今回の異性化糖の自由化と同様な措置を必要とする問題が起ころうとしています。そういう主要な農産物の内外価格差対策について大臣はどうのような御所見をお持ちであるのか、いま一度お尋ねをしたいと思っております。

○山本國務大臣 お答えいたします。

内外価格差の問題でございますが、予算委員会等でもしばしばこの問題が論議になつたことは先御承知のとおりでございます。農政を推進して

的で本じいお由を化け食ひう大てほい所

いく場合に、与えられた多くの生産性向上に努めていくことを発展を図る、これは当然の発展を図る、こうすることもうに認識しております。一方、国民の納得する価格をつけるために、従来から農業は、規模拡大あるいは持して生産性の向上に相努めし、生産性の向上というのむはずがございません。特  
いふのは土地条件の制約や生産性の格差をどうしてもあて割高にならざるを得ないす。しかし今後とも、農家といふは生産組織の育成等担いは非常に重要でございます。したがいまして割高にならざるを得ないの施策を強力に推進いたしてございますが、国民の納ど、各般にわたりまして農家の整備あるいはバイオを初の開発、普及、生産資材の安定的に供給してまいりたしているところでございます。  
○仲村委員 次に、世界全  
価格動向についてお尋ねをさきにも触れましたが、  
の円滑な運用で、国内の需  
的推移している状況でござ  
くところによりますと、世  
が生産を上回り、年々在庫  
そのために価格も上昇傾向  
そういうふうに聞いておりま  
て、その需給の状況をどの  
か、あるいはまた価格動向  
御見解をお持ちか、御説明  
ます。

地条件を活用して農業、我が國農業の健全なこととございますが、で農産物の安定的な供大事なことだというふ林水産省といたしまし術の向上などを通じましてまいりました。しかしは一朝一夕で急速に進行、土地利用型農業ともございます。その生る程度反映いたしましていう面もございまの経営規模の拡大ある手の育成確保、担い手、農業生産基盤の計画めとしての新しい技術効率的な利用などな薬の生産性向上のためまして、繰り返すよう得し得る価格で食糧をいというふうに考えて体の砂糖の需給状況としたいと思います。

品であるということは先生御案内のことです。まして、過去、記憶に新しいところでも、例の一九七四年十一月、第一次オイルショックと、それによる国際的な穀物需給の逼迫等が加わりまして、瞬間風速と申しますか、最高価格でトン当たり六百五十ポンドを記録いたしました。月平均でも五百六十六ポンドという高値を記録したところでございます。また、その後、一九八〇年の十月から十一月にかけましても、これは世界的な天候不順等の影響で最高価格で四百十ポンド、月の平均で三百八十八ポンドを記録しているところでござります。その後は、甘味作物の生産の回復もございませんして、国際糖価水準は大体百ポンドないしは百五十ポンドの水準で推移してきたということをございます。

それで、ごく最近の状況を見ておりますと、発展途上国を中心とした消費の伸びが顕著に見られておりまして、在庫率が年々減少をしております。一九八九、九〇年度、これは国際砂糖年度でございまして、九月一八月の期間にわたる数字でございますが、生産量はこれまでで最高の一億八百万トン弱と見込まれております。消費の方はこれを上回る見込みとなっておりまして、期末在庫率は二七%ぐらい、大体三〇%を切りますとかなり需給がタイトになるということが一般に言われておりますが、これが二七%程度にまで低下するというよう見込まれております。こういったようなことを反映いたしまして、国際糖価はこのところ強含みで推移しているという状況でございます。

○仲村委員 我が国における砂糖の値段は、糖価安定法の円滑な運用によりまして非常に安定した状態にあるわけでございますが、今御説明があつたように、やはり国際的な需給関係のバランスが崩れると、これは必ず国内糖価に影響が出てくる、こういうように考えているわけでございます。

○鷲野政府委員 先ほどもお話し申し上げました  
ように、何分国際糖価というのは非常に振れる性  
質を持つておる。過去においても非常に大きく高  
騰し、また、一転大変下落を見たということもある  
わけでございまして、今後の推移についてこれ  
また十分であるかどうかということについては、  
私もこれはかなり変動要因は大きいというよう  
見ております。さらにこれが国内に入着いたしま  
して国内の輸入価格になるときは、単に国際的な  
相場に加えまして為替レート、さらにフレート、  
船賃等のコストがかかるてくるわけで、そうした  
二重の変動要因が国内に及んでくるということで  
ございます。

こういった点を勘案いたしまして、実は昭和三  
十八年に輸入自由化された後、そういう点につ  
いての問題がいろいろ出てまいりましたので、昭  
和四十年に現在の糖価安定法を制定いたしまし  
て、それで国際糖価の変動が国内の糖価水準にそ  
のまま影響を及ぼすことのないよう、糖価安定  
制度によりまして上下限の一定の安定価格帯を設  
けまして、この安定価格帯の中に国内の糖価がお  
さまるよう糖価安定制度の運用を行つてあると  
ころでございます。もう少し具体的に申します  
と、特に高騰時におきましては、安定上限価格を超  
えまして価格が騰貴するような場合には、安い値  
段のときに積み立てておきました安定資金を放出す  
ることによってこれを安定上限価格の水準まで  
引き下げるよう措置をとつておりますし、仮に  
安定資金が不足するような事態の場合には、やは  
り糖価安定法によりまして閑税の減免措置をとる  
ということにしております。これからも恐らく国  
際糖価はかなり変動要因は大きいと思っておりま  
すので、この糖価安定制度を維持し、かつその適  
正な運用を図ることによりまして糖価の安定に努  
めを払つていかなければならぬ、こういうふうによ  
く崩れる心配はないのかどうか。また、価格の異  
常高騰が起こる可能性はどうか、この点について  
お願ひいたします。

○仲村委員 現在の糖価安定法は、法制定当時はやはり国内の甘味資源産業を保護育成する、それ自給率を高めていくというような形で進められたわけですが、さいますけれども、やはり保護措置をとるための原資は何といつても輸入糖の調整基金によるものでございます。現在の輸入糖並びに国内異性化糖の消費量全体を考えてみると、大体五ヵ年の平均をしますと年に三百一十八万七千トンですが、国内の産糖量は八十八万七千トン。そうしますと全砂糖の消費量の中に占める国内産は二七%。これは純砂糖だけを考えてみますと、も、輸入糖は百七十四万四千トン、北海道のてん菜糖が三五・五%，南西諸島の甘蔗糖が一五・六%，合計して五一%。今大体半々ぐらいの割合で調整金で負担をしている、こういうことになるわけでございますが、望ましい国内産と輸入糖との割合といふものはどういうところに接点を置かれているのか、その点について説明をいただきたいと思います。

価格支持政策をとつていただきたいというように考へておるところでござります。  
○仲村委員 私が先ほど数字を申し上げましたのは、輸入糖と国内異性化糖の過去五年間で年平均してみて、大体一年間で三百二十八万七千トンです。それを国内産糖の過去五六年間の一年平均は八十八万七千トンですから全砂糖消費量の二七%。それから、純然たる砂糖だけ考えてみると、大体輸入糖が百七十四万四千トン、てん菜糖が三五・五、甘蔗糖が一五・六、こういう数字のとり方をしたわけでございます。  
それはよいといたしまして、次に、この同じ国内産糖の中で鹿児島、沖縄県の甘蔗糖対策について尋ねをしたいのであります。  
まず、この地域は大変干ばつ常襲地帯で、作目転換が容易にできるところではございません。したがいまして、このサトウキビ産業というのは、もう宿命的な農業作目だと考へているわけでござります。そのような立場からその地域のサトウキビ産業に対する政府の施策について申し上げたいと思ひますが、六十三年度の一トン当たりのサトウキビの生産費は二万八千円、これに対してサトウキビの農家手取りは二万四百九十五円、こういう状態で生産費の七一%ということになつてゐるわけございますが、これは農家にとりましては非常に厳しい査定になつてゐるような状況でござります。この点についてやはり再生産ができるような価格の設定をすべきだ、こういうように考えますけれども、これについての御見解をお尋ねいたしたいと思います。

御指摘のように、生産費と農家手取りの関係を見てみますと生産費の方が農家手取りを上回るような状況になつておる、これは事実でございます。

ただ御理解をいただきたいのでございますけれども、特にサトウキビにつきましては、生産費調査の中の賃金評価水準、いわゆる労賃が上昇する中で依然として収穫作業に多くの時間を要しておられます。労働時間の削減はなかなか進まないという実態でございます。特に沖縄県ではこれに加えまして剝葉作業と申しまして、皮をむくその手間がかなりこの労働時間の中に入つておるというような状況にございます。また単収につきましても、いろいろと単収を向上する努力をしておりましけれども、思うように皮をむくその手間がかなりこの労働時間の中に入つておるというよろん。四十年ごろは単収六トンないし六トン未満、八トンということを目標にいろいろやってまいりましたがそれでもまあ最近大体七トン台一元年産は非常に好条件に恵まれたということもありまして、七・七トンという収量になったわけでござりますが、いずれにしても、この単収の方も思うよう伸びないというような事情もあるわけでございます。

ただ、そういったようなことでございますが、それでも沖縄なり鹿児島の南西諸島では、サトウキビは単位面積当たりの粗収益あるいは所得で見ますと最も収益性の高い作物の一つであることは確かでございまして、こういった他に収益性の高い作物がなかなか見つからないという難しい条件のところでは、サトウキビは安定的な高収益を得られる作物ということになっているのでございまして、私ども、この糖価安定制度の適正な運用等、それに諸般の生産対策等を加えまして今後とも生産振興に努めてまいりたいと考えております。

○仲村委員 地元の重要な基幹産業に対する法律の改正でございましたのでたくさん質問を用意しておりますけれども、時間が来たようありますのでこの辺で終わりたいと思いますが、あと一点

だけつけ加えさせていただきたいと考えております。

先ほど生産費を大きく割り込んだ形での価格設定がなされていることについてお話し申し上げたわけでございますが、それとて限界があるという

ことは私も理解をいたしております。ただ申し上げられることは、十アール当たりの収穫労働時間が百六十六時間、先ほどお話をありました剝葉の取り作業が八十四時間、全労働時間の約五〇%を占める状態でございまして、何とかその刈り取りを機械化できないのか、合理化できないのかといふことは長年の懸案事項でありますけれどもなかなか進まない、こういう状況でございます。地元の方でも熱心にこの点については研究を進めておりますけれども、農水省といたしましても積極的にその点についての御援助をお願い申し上げまして私の質問を終わりたいと思ひますが、あと一つお願いします。

○松山政府委員 今御指摘ございましたように、サトウキビ作の省力化の問題、特に過半を占めます刈り取り作業の機械化をどのように進めるか、非常に重要な課題だ、というふうに考えております。私どもの方も集団営農用の機械の助成などを行なながら圃場条件に即した機械化を進めるという考え方で、これまでのところ大型圃場地域につきましては、刈り取りだと判断だと脱葉を一貫してやれるようなそういう中型の機械を導入する、それから小さな圃場では、歩行式の刈り取り機と脱葉機を組み合わせましたような形で進めるといったような方針で進めてきておるところでございますが、御指摘がありましたように、なかなかいろいろな条件がございまして進んでおらないのも事実でございます。そこで今やつておりますのは、地域の実情にできるだけ合ったような小型の乗用収穫機が何とか物にならぬかということもございまして、機械利用集団の育成といつたよう

積極的にこれを進めていきたい、このように考えているところでございます。

○仲村委員 どうもありがとうございました。終わります。

○大原委員長代理 佐々木秀典君。

まず最初にお伺いをいたしたいと思ひますけれども、昭和三十八年の粗糖の輸入の自由化に對処するものとして昭和四十年にこの糖価安定法が制定されまして、その後五十七年に改正が行われて現行法が運用されているわけでありますけれども、この現行の糖価安定法が国内糖価の安定と甘味資源作物の保護育成に対して果たしている役割、その実情、先ほども改正の趣旨説明の中で一応の御説明があつたようには思ひますけれども、もう一度この辺について補足的な御説明をお願いしたいと思います。

○鷲野政府委員 お答えを申し上げます。サトウキビにいたしましてもん菜にいたしましても、これは沖縄及び鹿児島の南西諸島、北海道という非常に条件の厳しい地域における基幹的な糖作物でございます。そういうことで、糖価安定法は輸入砂糖及び国内産異性化糖から可変課徴金という形で財源を徴収いたしまして、これをコストの高い国内産糖に対する価格支持財源の一つ、そのほかに国からの交付金を入れて価格支持財源にしているわけでございますが、こういうことによりましてこういった重要な基幹的な作物の安定的生産を確保してきた、これは糖価安定法の一番大きな機能であると思います。

○佐々木委員 現行法の制度の仕組みは関係者によつて非常に御工夫をいただいて、御配慮されて

いることはよくわかるのですが、同時に、その仕組みもそれだけになかなか複雑になつてゐるよう

に思われるわけですから、この法律の目的

としているところが、先ほど仲村委員の御指摘で

国内の糖価の安定推移に役立つてゐるという評価

がなされているわけですが、私どももそれについて

は一定の評価をしたいと思っておりますけれども、これまでの運用において、この辺はもう少し

改善の余地があるというような点で特にお気づき

の点などはございませんでしたでしょうか。もし

おありになるとすれば御指摘をいただきたいと思

います。

○鷲野政府委員 糖価安定制度の仕組みそのもの

はなかなかよくできた制度だと私は思つておりますけれども、この制度そのものについて変えるというこ

の大きな機能を持つております。私はただいまも考えておりませんけれども、

ただ、先ほどもちょっと触れたところでございま

すけれども、この関税及び調整金の付加によりまして国内の砂糖の価格水準が国際的に見て割高

になつてゐるということもまた事実でございま

して、ヨーロッパからは砂糖の価格は高いからもつと引き下げてくれという要請が出でることもまた

事実でございます。そこで、内外価格差の縮小を

いう見地から、甘味資源作物の生産性の向上、国

内産糖及び精製糖企業の経営の合理化等を一層進

めまして、そして全体として内外価格差の縮小を

図るようになればならない。また、それがこ

とができる道であると考えておるところでござい

ます。

○佐々木委員 現行法の制度の仕組みは関係者によつて非常に御工夫をいただいて、御配慮されて

いることはよくわかるのですが、同時に、その仕

組みもそれだけになかなか複雑になつてゐるよう

に思われるわけですから、この法律の目的

としているところが、先ほど仲村委員の御指摘で

国内の糖価の安定推移に役立つてゐるという評価

がなされているわけですが、私どももそれについて

は一定の評価をしたいと思っておりますけれども、これまでの運用において、この辺はもう少し

改善の余地があるというような点で特にお気づき

の点などはございませんでしたでしょうか。もし

おありになるとすれば御指摘をいただきたいと思

います。

○鷲野政府委員 糖価安定制度の仕組みそのもの

はなかなかよくできた制度だと私は思つておりますけれども、この制度そのものについて変えるというこ

の大きな機能を持つております。私はただいまも考えておりませんけれども、

ただ、運営に当たりましては幾つかの問題がござ

ります。

特に一番大きな問題は、全体としての砂糖のマ

ーケットと申しますが需給規模が、五十年代の半

ばに異性化糖の出現等によりまして縮小し、そ

後も横ばい、伸び悩みの状態である中で、これはもちろん好ましい現象ではありますけれども国産糖の増産が進んできた。ということは、結局、価格支持財源を負担する立場の輸入糖のシェアが減りまして、片や負担される側の国内産糖のシェアがふえるということでございまして、それはほうつておきますと負担する側、輸入糖なり精製糖企業の負担が高まつていく。またこれをほうつておきますと、調整金単価の增高等を通じまして内外価格差が一層広がる、そういうような面もあるわけございまして、全体として国内産糖の安定的な生産の確保を図りつつ、かつ内外価格差縮小のために、国内原料生産の合理化なりあるいは国内産糖企業及び精製糖企業の経営の合理化なりを進めることによりまして内外価格差の縮小も図つていく必要があるだろう。また、内外価格差があるということは、結局その内外価格差の間隙を縫う形で菓子類とかあるいは加糖調製品等の輸入があふることになるわけでありまして、これはまた国内のいろいろな関係産業へも大きな影響を与えるということでございまして、その辺を勘案して制度の円滑適正な運用を図つていくことが必要であろうと思っております。

○佐々木委員 今次の糖安法の改正の趣旨、改正点については先ほど御説明もありましたので、余り時間もございませんからダブることを避けたいと思っておりますが、先ほど仲村委員からは国際的な甘味の需給の状況について御質問がございました。それに対するお答えがあつたわけです。

一方、国内での最近の甘味をめぐる情勢、特に国内の需給関係などについてどのようなお見通しを持っておられるか。結局需給率が高まらないということになれば、バイが同じなわけですから、外国から異性化糖が入つてくれば、国内産のものは異性化糖にしても粗糖にしても今度はそれだけ供給が減らざるを得ないということになるのではないかとも考えられるわけですね。この全体としてのバイが大きくなる可能性などについてのお見通しはどんなものか、その辺の御見解を伺

いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鷲野政府委員 御案内のように、砂糖の需給規模と申しますのは、戦後の生活水準向上等の過程で急速にふえてまいりまして、五十年代の当初には大体全体で三百万トン程度であったわけでござりますと、調整金単価の增高等を通じまして内外価格差が一層広がる、そういうような面もあるわけございまして、全体として国内産糖の安定的な生産の確保を図りつつ、かつ内外価格差縮小のために、国内原料生産の合理化なりあるいは国内産糖企業及び精製糖企業の経営の合理化なりを進めることによりまして内外価格差の縮小も図つていく必要があるだろう。また、内外価格差があると

度におきまして砂糖と変わりはございません。またコストも安いという関係があつて、これが急速に砂糖の市場を蚕食をしてまいりました。そこで五十年代の半ばから、その結果砂糖の全体の需給規模は二百六十万トン程度になりまして、砂糖だけとりますと、ほぼ今日に至るまで横ばいのような状況でございます。

それで、今後の見通しでござりますけれども、砂糖の二百六十万トンという需給規模、それから異性化糖が固形ベースで大体六十数万トンという需給規模は、大体このまま横ばいで推移するのではないかと見ております。日本人の食生活における砂糖の摂取量というのももはば一定の限界と申しますか。飽和の状態に達したようにも見受けられますし、また、フルーツとか果汁等甘味の摂取が形態として多様化すると申しますか、ソースとして多様化すると申しますか、そういうような状況等もござります。等々を考え合わせますと、私どもは、この規模についてはそうふえることはない、むしろ横ばいあるいは漸減というようなことで考えておるところでございます。

○佐々木委員 この法律の目的の中には国内の甘味資源作物の保護ということもうたわれておるわけですから、私は我が国における唯一のてん菜糖の产地である北海道の北の方の北海道二区から選出されておりまして、私の選挙区内にもビート生産者というのは相当あるわけでござります。この生産者がやはり何といつても心配しているのは、今度の自由化などによってビート生産量といふものに影響がないか、また、価格にマイナスの

影響が出やせぬかということを非常に心配されておられるわけであります。

その点で、てん菜についての御質問をしたいと

した生産費の策定作業の中で七万七千ヘクタール

ということを申し上げましたが、御案内のように

国産糖の生産がかなり速い勢いでふえてきた。特

にその大半は北海道のてん菜によるところが大き

いわけでございまして、それで六十一年から北農

いわば勧農政策の一環として導入されておりまし

て、戦後は酪農と結びついた輪作体系の中核とし

て奨励もされたということもあって、非常にこれ

が伸びてまいりました。日本における重要な砂糖

原料であることは申し上げるまでもないことであ

りますが、昭和六十三年度の作付面積が七万一千九百ヘクタールになっております。生産量として

は三百八十四万九千トン、道内には製糖工場が八

カ所ございまして、てん菜糖の生産量としては六十五万トン、これは国内産糖の約四分の三に当た

る。これは北海道のつくった資料でございますの

で、ほぼ正確だろう、こう思っております。

ところが、五十七年の本法の改正時の論議の中

で農林水産省当局の御答弁の中に、この北海道の

ビートの作付面積として昭和六十五年度を目標に

して七万七千ヘクタール程度を考えているんだと

いうお話だったのですが、現にこれは六十三年度

で七万一千九百ヘクタールですから、この六十五

年度目標よりは作付面積にしても相当減っている

わけですね。これは一つには、やはりビート生産者というのは、どの作物についてもそうですねけれども、非常に御苦労をなさっているのだけれども、なかなかその御苦労に対する割合が合わないと

いうことでやめられるというようなこともあつた

りしているわけです。

そこで、もう一つ。この五十七年の法改正に際して委員会で附帯決議がなされていることは御承

知りませんが、この附帯決議の第四項目

においては、何とかこの目標を維持されるよう政府においてもしっかりと取り組んで対策を立ててい

ただきたい、こういうことを特に希望しておきた

いと思っております。

そこで、もう一つ。この五十七年の法改正に際して委員会で附帯決議がなされていることは御承

知りませんが、この附帯決議の第四項目

においては、何とかこの目標を維持されるよう政府においてもしっかりと取り組んで対策を立ててい

ただきたい、こういう



ありがとうございました。

○中川委員長代理 有川清次君。

私は糖価安定確立の立場で、鹿児島県の種子島におけるサトウキビ作に関する問題についてお伺いしたいと思います。時間がありませんで、一点に絞りたいと思います。

昨年の十月にサトウキビ価格決定の際に品質取引への転換時期が決められ、準備期間を五年間置いて平成六年度から実施ということになりました。この際、生産者の不安を除去するために諸協議を行って、生産者も十分な対応ができる状況に持ち込んでから導入する、そういう方向が確認されたところであります。国はこれを受けまして、昨年の十一月三十日にサトウキビ品質取引推進協議会を設置をされました。県もまた同様に二月二十三日に設置したところであります。品質取引の問題で、特に種子島においては心配をされております。サトウキビは種子島の農家にとっては特に幹作目でありまして、その取り扱いが農家に対する影響を与えるからであります。種子島は

我が国においてはサトウキビの最北限地域というふうになっておりまして、天候、土壤、温暖の差において奄美大島や沖縄地区とはどうしても品質に格差が出てくるところでございます。これらをカバーするため、現地ではマルチ栽培の導入や栽培管理の徹底など生産性の向上にも努力をしてきているわけであります。しかし、現在でも一段階に分けたブリックス取引において格差が大きくなってしまって、品質取引になればなお一層品質格差が広がるということが予想されます。それだけに農家の不安は大きいわけであります。

新光糖業株式会社の工場がありますけれども、操業能力が小さいために操業期間が十一月下旬から五月中旬までの半年以上の長期にわたっております。これまで十一月ないしは四月、五月のブリックスは非常に低下をしておるわけであります。

収穫期でないこの時期は品質低下によって大幅な減収になることが予想されております。また四、五

月期の操業となりますと、適期栽培管理ができず

に生産性や品質ともに低下の原因となつております。幸いにして、これまで能力アップを会社に求めてきましたが、中種子工場が設備更新を昨年十

月に行いました。約十五日間の操業短縮が見込まれているところであります。平成元年度は十一月二十七日開始、四月二十三日終了の見込みでござりますが、それでもまだ極めて不十分だと言

われます。そこで求められるのは、地域に適したわけ、なかで、おくての高糖多収品種の改良と育成及び早期転換が重要となつてくると思いますが、現在種子島で栽培普及されております、八八%のシエアを占めております。NCO-30は、品質取引が行われている台湾では全く栽培されていないと聞いております。鹿児島県では徳之島と熊毛支場において系統選抜、生産力の検定等の試験をしておりますけれども、K-F-81-11の系統が早熟高糖品種として非常に有望視されており、早期に種苗登録を行いうよう要望されておるというふうに思いますが、それでも、品種に対する国評価と原原種圃としての登録がなければ対応できないというわけでございますので、登録のめどについてお聞かせを願いたいと思います。

また、農作物の品種改良は季節的なものでございまして、数年を要すると思われますので、国としての試験研究の充実が強く望まれるところでございますが、考え方等現状をお聞かせ願いたいと思います。

また、機械化の促進でございますけれども、種子島の機械化率を見てみると、刈り取り機で〇・七%、脱葉機で一七・一%程度でございまして、値段もかなり高値になつております。この研究開発の状況については、先ほどちょっと御答弁があつたわけですが、非常に値段が高いわけでありまして、実用化にもっと小型のもので早期に取り組まないといけないんじゃないかな。かねてからかなりこの問題は取り上げて現地でも言つておりますが、なかなか進まないというのが現状でござ

います。いま一つ、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○西尾政府委員 技術会議の事務局長でございま

す。サトウキビの品種改良についてお答えをいたし

たいと思いますけれども、サトウキビの優良品種の育成につきましては、高糖性、つまり糖分が高い品種、できればブリックスが二十以上になるような品種、さらにまた早熟性、先ほど先生からお話をありましたように工場の操業期間が長くなり

ますので、なるべく早い時期から糖分の高いそう

いう早熟性の品種、さらには黒穂病などの耐病性の品種、それから機械化適応性、もちろん収量の高い品種ということで、そういうことを目的と

いたしまして、先ほど先生お話しありました九州を大変懸念に思つておりますが、特に御指摘の

農業試験場の種子島の試験地、さらにまた、国の指定試験事業で行つております沖縄県の試験場に

おきまして品種改良を実施しているところであります。

これまでに、大変高糖性の品種、さらには黒穂害に強い品種というのができてしまつております。

品種名をN-F-5という品種がございますけれども、そういう品種が昭和六十年に育成され

おりまして、今普及に移つておるところであります。

これまで、先生お話しがございました、ま

だ系統育成中の品種でK-F-81-11というような品種もございます。また、そのほかに二つぐらい同じように育成中の品種もございますけれども、こ

れはまだ育成中でございまして、できればもう

一、二年で、現地試験、奨励品種決定試験とい

うものがござりますけれども、そういう試験を行つた上で農林省としては命名登録をしてまいりたい

というふうに思つております。いずれにしまして

〇有川委員長代理 前島秀行君。

時間が参りましたので終わります。

○前島委員 先ほどからの質疑の中でも言われて

おりますように、甘味を取り巻く現在の状況、一

百五十分とか、今使つておるのは非常に高いのに

の受け入れ態勢を整えながら、かつまた機械の開発を早く進めましてできるだけの対応をしていきたい、このように考えておる次第でございます。

先ほどもお答えいたしましたように、組織化等

がございました。まだ、そのほかに二つぐらい同

じよう育成中の品種もございますけれども、こ

れはまだ育成中でございまして、できればもう

一、二年で、現地試験、奨励品種決定試験とい

うます。

○松山政府委員 今、サトウキビの品種開発の問

題は事務局長の方からお答えしたところでござ

ますが、私ども、やはり今回の品質取引を円滑に進めしていくためには、優良な種苗を安定的に、か

つ早く普及していくことが非常に重要なことです。

○西尾政府委員 御質問のございましたK-F-81-11、最終的に登

録になるにはまだ若干時間はかかるようではございませんけれども、私どもとしてはできるだけ迅速

に育成につきましては、高糖性、つまり糖分が高

い品種、できればブリックスが二十以上になるよ

うな品種、さらにまた早熟性、先ほど先生からお

話がありましたように工場の操業期間が長くなり

ますので、なるべく早い時期から糖分の高いそ

ういう早熟性の品種、さらには黒穂病などの耐病性の品種、それから機械化適応性、もちろん収量の高い品種といつことで、そういうことを目的と

いたしまして、先ほど先生お話しありました九州を大変懸念に思つておりますが、特に御指摘の

農業試験場の種子島の試験地、さらにまた、国の指定試験事業で行つております沖縄県の試験場に

おきまして品種改良を実施しているところであります。

これまで、大変高糖性の品種、さらには黒穂害に強い品種というのができてしまつております。

品種名をN-F-5という品種がございますけれども、そういう品種が昭和六十年に育成され

おりまして、今普及に移つておるところであります。

これまで、先生お話しがございました、ま

だ系統育成中の品種でK-F-81-11というような品種もございます。また、そのほかに二つぐらい同

じよう育成中の品種もございますけれども、こ

れはまだ育成中でございまして、できればもう

一、二年で、現地試験、奨励品種決定試験とい

うものがござりますけれども、そういう試験を行つた上で農林省としては命名登録をしてまいりたい

というふうに思つております。いずれにしまして

〇前島委員 先ほどからの質疑の中でも言われて

おりますように、甘味を取り巻く現在の状況、一

百五十分とか、今使つておるのは非常に高いのに

の受け入れ態勢を整えながら、かつまた機械の開

発を早く進めましてできるだけの対応をしていき

たい、このように考えておる次第でございます。

○有川委員長代理 前島秀行君。

時間が参りましたので終わります。

を中心で御質問をさせていただきたいと思っておりますが、この糖安法の果たしてきた役割、それなりにあると思うのです。この調製品というのは、糖安法の間隙を縫つてといましても、くせ者という表現がいいか悪いか別としまして、非常に議論のあるところだろうと思っているわけですが、なぜかございまして、そういう面で加糖調製品のかなりの量が輸入されているわけなんですが、最初に、この調製品の輸入の実態がどのようになっているのか、そして、なぜか加糖調製品というものが入ってくるのか、ふえてくるのか、その辺の原因についてどういう認識を持っているか、最初にお聞きをしたいと思います。

○鷲野政府委員 いわゆる加糖調製品でございますけれども、これは大変種類も多い、幅も広いものでございますけれども、私ども加糖調製品の御三家と申しているものが三つございまして、それはコヨア調製品、豆の調製品、これはいわゆるあんことでございます。それからコーヒー調製品、これが御三家と言つております。この三つの輸入の動向を見ますと、昭和五十八年までは全体で約三万五千トン程度で比較的安定した動きを見せておりましたけれども、その後、六十年ぐらいから急激な円高を背景にしましてかなり増加をしてきたことは確かでございます。ただ最近では、その増加の程度がスローダウンの傾向を見せているというところでございます。今申し上げました三つの中では、コヨア調製品は、主としてチョコレートに関係するものでございますが、これは最近においても増加を続けておりますが、豆の調製品は横ばい傾向でございますし、コーヒー調製品は減少を

していないところでございます。なぜこういった加糖調製品が入ってくるのかと申しますと、先ほどの議論でいくと、国産の甘味を取り巻く状況というのはいわゆる指導もあって頭打ちと言つていいと思うのですが、やはり国内の砂糖なり甘味資源の価格が諸般の事情によりまして国際的に見て割高である、そこで少しでも安いものを使いたいという莫子その他の加工業者がこういったものの輸入なり購入を心がける、ここに一番大きな原因があるのではないかと思つております。

○前島委員 今局長が言われたように、減つてはいないですよ。輸入状況の実態というのは減つてはいない。コヨアなんかは現にふえていることは間違いないわけですね。確かにあんこにせよ、あるいはコーヒーにせよ、多少の浮き沈み、バランスはあるけれども、減つてはいるという傾向ではないことは間違いないのです。だから新たに今度は異性化糖のファイバー、いわゆるゼリーの調製品というふうないろいろな形で来るし、あとその他の小麦等々の形の方も当然考えられるわけですね。これはせんべいのたぐいにお聞きをしたいと思います。

○鷲野政府委員 いわゆる加糖調製品につきましては、先ほど申しました御三家を含めましてもう個々のものを見ると横ばいかもしれないけれども、コヨア調製品等々を含め、また異性化糖の自由化に伴つてゼリー調製品等々が来る。これはそうすると、トータルとするとの調製品の輸入というものは私はふえている、ふえてくる、こういうふうに見ていいと思うのですが、その辺の認識はどうですか。

○鷲野政府委員 いわゆる御三家につきましては先ほど申し上げたところでございますが、これが穀類等が入った加糖調製品になりますと、所管が私の局とはまた違つてくるという問題もございまして、私もここで確かな見通しを申し上げることになりました。私はわざとせんが、ただいま先生がお話し申されましたが、やはりこういった加糖調製品が入つてくるということは国内の砂糖ないしは甘味資源の価値段が国際的に見て高いということにあるわけですが、私もここで大変難しい、一挙にはできないことを思つておるわけでございます。

○前島委員 いわゆる調製品に対する対策は価格を抑えるのだ、内外価格差だけの縮小、それしかないように思つておるわけでございます。

○鷲野政府委員 まず、糖安法の制度の中に取り組むことはできないかということでございまして、私は細かな対策をとるという点については、方法論いろいろあると思うのですが、やはり今砂糖とほぼ類似した糖類である異性化糖、これを対象とした制度でございます。一方、加糖調製品というのは非常にいろいろな品目がござりますし、しかも商品として砂糖とは違う意味で確立された分野のものでございますので、これを現行の糖安法制度の中に入れて価格調整メカニズムを機能させるということは、ちょっと

難しいというように思つておるわけでございま

す。それから、先生御指摘の関税でもつと工夫はできなかつといふ点については、これは私どもで

きる範囲で工夫をしているところでございます

が、ただガットにバインドされた関税につきましては、これを修正するということはなかなか難し

ゆうございまして、個別に関心を持っている国との間で協議をいたしまして、一方において引き上

げを行うときには他方においてその代償、見合いの代償を出しまして、同種の品目があるいは他の

品目で引き下げ等を行わないと認められないとい

うことがございます。そこで、これまで輸入が自由化されたいわゆる加糖調製品のはかに雑多な加糖

調製品があつたわけでございます。難しい言葉で

多なものが一括して関税分類の中に入つてゐたわ

けであります。この中のかなりの部分が今回の

十二品目合意の一環で自由化されました。そのと

きにはその問題につきましては、いろいろな品目

あるいはいろいろな商品が入つてくる可能性がござりまするもので、したがつて砂糖に近いようない

わゆる疑似砂糖と称するものについて、アメリカ

と厳しい交渉を繰り返しました結果、従来の関

税をキログラム九十円という非常に高い関税に設定をした。もちろん他の部分におきまして多少の代償を払つてそういうことをいたしまして、これでいわゆる抜け穴的なそういう疑似砂糖の参入と

前島委員 例えばゼリーの調製品ですね。今度三五%から九十分にするというあれです。この九十分は別な意味で大体何%になりますか。

○鷲野政府委員 そういつたものが二百六十円ぐらいで入つてしまつたときにもう現行の

りも低価格になればなるほどこの九十円の関税の重みが増していくことでございます。それからまた、その九十円という設定をした際にいろいろなことを考へたのでございますが、今砂糖の関税は、精糖ベースにしまして大体五十数円、それに砂糖についての糖安法の調製品がやはり精糖ベースにしまして三十円ばかり、これを合わせまして八十数円になります。それよりは九十円というのは高い水準になりますので、防止効果としては、そういう意味でも十分ではないかといふに考へたところでござります。

○前島委員 現行よりも原価が下がればという前提で効果が大きくなるということでしょう。それは国際状況からいって必ずしも、上がることだけを考えられるのだし、僕は、この三五%を九十円にしたということがそんなに調製品をとめられるのだという決定的なものじゃないと思うのですが、価格が下がればという前提ですから。国際価格なんて下がる保証なんて必ずしもないわけなので、そういう面を含めて、この調製品に対する対応、対策というのはいろいろな工夫をもつとしてしかるべきだと僕は思うのです。今政府の方は、内外価格差を縮めるのだ、こういうことにこの対策の柱を置いている。それ以外考へていないと言つていいと思うのです。そうすると結論として、これから国内特に生産農家の価格は下げていくといふになると思うのです。昨年の場合はいろいろあつたろうと思うけれども、据え置いたらどうすると、ことしのあれは、さつきの議論からいきますと下げるというふうに、どうしても結論がそっちにくるのですけれども、そう受け取らざるを得ないと思うのですが、どうですか。

○鷲野政府委員 ことしの価格につきましては、法の定めるところによりまして、パリティ指数を基準としたましても物価その他の諸般の情勢を勘案して決めるということにしておりまして、今ここでそれについて云々申し上げることは控えさせていただきたいと思うのですが、内外価格差を縮小するためには、單に原料生産の生産性

の向上を生産者価格に反映させていくというだけではございません。

#### 〔鷲野委員長代理退席、石破委員長代理着席〕

それ以外に国内産糖企業それから精製糖企業のコ

ストの切り下げということもございまして、現にそといった点については国内生産者価格の引き下

げ以上の努力をこれまで國つてきて、それを全

体としての内外価格差縮小の上に反映させている

ところでございます。

○前島委員 私の時間も十八分までそんなにあ

りませんからこれ以上できませんけれども、要す

るに加糖調製品に対するあれというのは、いずれにせよ価格差をなくすのだ、先ほどの議論にある

よう、五十八年以来決議に基づいてある合

理化といましょか、生産性の向上について五

は、正直言つてこれという決定的な成果と言い切

れない部分だろうと私は思うのです。特に沖縄等

の状況から見ると、北海道と違う部分は、要す

るに転作ができるといつて現実等々も踏まえる

と、結局は価格を下げる、それが結果として生産

者のところにしわ寄せがいくと私は思われるを得

ないのです。加糖調製品が現実にふえていく、そ

れが大きな影響を与えていることは事実ですか

。したがつて、その辺のところはぜひもう少し工夫をしてほしい。そして、これが現実にふえてくる中で、生産者のところに特にしわ寄せがいかないような配慮を十分してほしい。理屈からいける。そうすると、ことしのあれは、さつきの議論からいきますと下げるというふうに、どうしても思ひます。

○前島委員 内外価格差の縮小そのものは否定す

るもののじやないのです。その努力はいいのです

が、今後とも生産者とところにそのしわ寄せが集中しないことだけはぜひお願ひしておきたい

と、そこにいくと私は思うのです。その辺のことろ、大臣、今度の自由化等と今後の問題等もありますので、ちょっと基本的な考え方をお聞きしておきたいと思います。

○鷲野政府委員 内外価格差の是正の努力といふことにつきましては先ほどちよつと申し上げたところでもございますけれども、もちろん生産者の

価格あるいは生産者の手取りの引き下げばかりを

――ばかりと言つてはおかしいですが、それ以外にいろいろな方法があるわけでございまして、例

えば昨年一年だけをとりましても、まず砂糖消費

税の撤廃でキロ十六円下げております。それから

形の砂糖を、これは主として国内産糖企業及び精

製糖企業の経営コストの引き下げによりまして五

円、都合二十一円引き下げたところでございま

す。そういうようにいろいろな方法を講じて、全

体としての内外価格差縮小の着実な努力を積み重ねていきたいということでございます。

○前島委員 内外価格差の縮小そのものは否定す

るもののじやないのです。その努力はいいのです

が、今後とも生産者とところにそのしわ寄せが

集中しないことだけはぜひお願ひしておきたい

思います。

それから、先ほどもちょっとありましたけれども、異性化糖の輸入に伴つて日米関税の問題での

抱き合せ等々の問題でございますが、具体的な問題の前にいわゆるでん粉の問題なんですね。御承知のように、十二品目のときにでん粉は裁定でクロと言われた。しかし、日本としてはそれは受け入れがたいという方針で今日までくるわけなんですね。大臣、そう思うでしよう、今までの議論から見ると、昨年はいろいろあつた。具体的に言ふとあれですから、据え置いたけれども、さつきの理屈からくれば、とりわけ価格差からくれば下げるいくのだというふうに、今は言えないかも知れぬけれども、考え方としたら当然そうなると思うのです。今回の自由化を含め、その影響は当然ではないのかどうか、その辺のところをひとつお聞きをしておきたいと思っています。裁定に対するでん粉の基本的な認識、要するに拒否でしょ

う。その方針は基本的に今後も変わらないかとい

うことなんです。

○鷲野政府委員 御案内のように厳しい交渉の末アメリカの輸入制限撤廃の要求を拒否いたしました。輸入制限の存続と国内における関税割り当て及び抱き合わせ制度を維持するということにしたわけでございまして、今後、輸入アクセスの改善等によりまして運営面で手を加えていく必要はござりますけれども、全体としての制度の基幹は維持をしていく考えでございます。

○前島委員 基本的にはでん粉の自由化はあり得ない、こういうふうに認識してよろしゅうございますか。

○鷲野政府委員 これから日米の再協議が開かれることになりますが、私どもは先ほどから何度も申し上げておりますとおり、国産の芋でん粉及び芋生産の状況を踏まえまして、制度の基幹を維持するよう適切に対処してまいりたいと考えております。

○前島委員 その制度の維持という、それは別な問題なんで、基本的な認識として、でん粉の自由化は断固拒否していくべきで、その上に立って制度の問題でないと意味がないと思うので、そこを言っているんですよ。その辺の基本的な認識ですよ。

○鷲野政府委員 認識、腹の問題、これが大事なんです。それから、このでん粉に限らず次から次にこれから起つてくると思うので、その出だしのところのでん粉がまずあるので、そのことを言っているんですよ。大臣でもいいですよ。大臣言ってください、そこのところ。

○鷲野政府委員 国内の芋でん粉及び芋生産に果たす現行の制度の重要性を十分認識して今後の交渉に当たりたいと思っております。

○前島委員 大臣、そこのところを答えられませんか。これから芋でん粉を初めとして次から次にあり得ると僕は思うんですね。ですから、その出だしのところの腹構えを大臣ちゃんとしておつてもらいませんと、なし崩しにいく、最後は恐らく米の一国間交渉にいつて、というふうなこともいろいろ取りざたされている中で、この出ばなのし

よつばの問題、これが抱き合わせ制度との兼ね合い等々もこれあって、出発点としてこのでん粉

に対するは基本的にはそうしていくんだというところは、大臣から決意表明があつてもしかるべきだと思うんですけれども、その辺どうですか。

○山本国務大臣 お答えいたします。

先ほど来、佐々木先生にも私の決意のほどは申し述べたとおりでございます。また今、先生と鷲野局長との間でさまざま角度でお話し合いがなされたというところでございます。そして、しかも今までの経過は私もずっと勉強させていただきました。非常に難しい状況をぐるり抜けて今日の状況がある。しかも、いよいよこれからまた本年は日米の都合のいいときにこれをやらなくてはならぬということでございます。先生のお話のところ、これはすべての交渉事にやはりかかわってくらうというふうに考えておりまして、従来の基本的な態度を崩さずに参りたいというふうに考えております。

○前島委員 ゼひするするつといかないように、そこそこお願いをしておきたいと思います。

それで、いわゆるコーンスターク、トウモロコシとの抱き合わせの関係の問題でございます。

そこで、やはり糖化業界の実態、こちらの側にしますと、原料を外国に依存しているという形だから非常にこの辺の問題が大きな関心事になるだろうし、また国内でのん粉等々の生産者にしてみると、この問題がまた重要な問題になるという形で、双方やはりお互いに共存共榮、お互いに成り立つということが非常に重要なことだと私は思っています。そういう意味で先ほどから、制度のと言いうの非常に大きなウエートを占めてくるのではない

○鷲野政府委員 そのとおりであります。

等との関係から見ると、難しいことかもしれませんけれどもやはり双方が並び立つような努力、それににおける役所の指導というものが大きなウエー

トを占めてくると思うので、先ほどの日米交渉の問題、それから抱き合わせ制度の関係、でん粉とトウモロコシとの比率の問題等々を含めて、役所として基本的にどういうふうな形——根幹、根幹と言つたって、具体的に言うと、その比率を変えられるのかから始まっていろいろあると

思つたので、その辺のところの今度臨むに当たつての対アメリカ、それと同時に国内の糖化業界、生産農家等々、両方を含めた形での認識といいましょうか基本的な態度、というものをぜひお聞かせ願つておきたい、こう思うのです。

○山本国務大臣 生産者はもとよりでございますけれども、大事な施行先の先生今御指摘の糖化業界、この意向等も十分お聞きをいたしまして対応してまいりたい。こういうふうに考えておりま

す。

○前島委員 質問を終わりますけれども、ともあれ調製品等々の問題についてはこれから大きな問題になると思いますので、それが生産農家を初めてとするしわ寄せにならないよういろいろな工夫

をしてほしいということが一つ。それから、自由化に伴つて、私は、異性化糖の問題で影響がないということは絶対ないと思います。先ほど局長は、そんな大したことないよ、こう言つたって、これが自由化されれば、調製品等々を含めてそれによつて新たな問題ということが絶対起こつてくるは、そんな大したことないよ、こう言つたって、これが自由化されれば、調製品等々を含めてそれによつて新たな問題ということが絶対起こつてくると私は思うので、単に価格政策だけではないいろいろな工夫、いろいろな方法を講じて国内の関係者に影響がないような努力をぜひしてほしいといいます。

○石破委員長代理 東順治君。

○東(順)委員 東順治であります。

本法案の審議に先立ちまして、農政の基本問題に関しまして大臣にお伺いしたいと思います。このように、我が国の農林水産業をめぐる現状には極めて厳しいものがあり、一体どうすれば農林水産業に従事する人々の経営と生活に長期の展望が開けるのか、関係者が農林水産業をめぐる現状には極めて厳しいものがある。しかし、そんな厳しい環境の中にありますても、血のにじむような懸命な努力によりまして未来性はなんだ新しい芽も、ごく一部においてではございますけれども生まれつつあることをまた事実でございます。経済社会の国際化という新しい時代を迎える中で、私は、こうした点の存在と言える今の新しい芽がやがて痛感いたしております。

そこで、私は農業は余りにも厳しい事態に直面をしております。このことはもとより消費者からも歓迎されるような農林水産行政が展開されることを切望するものでございます。したということにも象徴的にあらわれております。農林水産省といたしましては、こうした現状を招いた原因をどのように分析をしかつまた反省をしておられるのか、これを伺いたいと思います。

また、大臣は、過日の同じあいさつの中で、農林水産行政の責任者として、我が国の農林水産業に新たな展望を切り開いていくよう最大限の努力をする決意でございます、このように申されましても所信の中では触れられておられましたけれども、具体的にどのような施策を基軸とした農政を展開されようとしておられるのか、先ほどの所信をお伺いしておきたいと思います。

○山本國務大臣 お答えいたします。

先生、今、点から線へ、線から面へと大変いい表現で御指摘がございました。私、就任してちょうど一ヵ月になります。その間、まず古きをたずねなくちやいかぬというので一生懸命勉強もいたしました。勉強すればするほど、農業の現況は難しい、そしていろいろな施策を講じてはきたが、その中には努力が実ったものもあるし、試行錯誤もあつたということなども勉強の中であらわに反省しております。

そこで申し上げますが、我が国の農業は、中小家畜や施設野菜など施設型専門部門において経営規模の拡大が進んできただ、こういうふうに見られるわけでございます。ところが、稲作等の土地利用型農業部門では経営規模の拡大がなかなか進まなかつた、このことが生産性の向上が立ちおくれたことにつながつているという認識であります。そういう認識のもとで、これら土地依存度の高い農産物の価格が国際水準に比べて、先ほど申し上げておるとおり、どうしても割高になつておる、内外価格差の縮小が求められているゆえんがそこにある、こう思つております。しかし、これは先ほど申し上げましたが、「一朝一夕にすぐ農業の生産性向上」というものもあり得ない。やはり時間をかけて長年積み重ねていく、その努力を今まで続けてきましたし、今後もたゆみなく続けていく以外にないと思っております。そこで国民全体の理解を得ながら、農家の経営規模の拡大、あるいは生産組織の育成、農業生産基盤の計画的整備、あるいはバイオ等の新技術の開発、普及、こういふことを総合的に、しかも積極的にきめ細かくやるために考えておるわけでございます。

それから、先日来ございさつでも申し上げ、先

ほども施政方針の中で申し上げましたが、日本農業の将来といふものは特に若手に対しても、希望があるんだぞ、我々もしっかりやるから皆さんも頑張ってくれ、こういうことでやつていかなければならぬ。ただ精神鼓舞だけではダメですから、

声だけではだめですから、国土が狭くてぐあいが悪い、規模拡大が進まない、こういうことについて

ては、いや、狭いけれども南北に伸びている、しかねなくちやいかぬというので一生懸命勉強もいたしました。勉強すればするほど、農業の現況は難しい、そしていろいろな施策を講じてはきたが、その中には努力が実ったものもあるし、試行錯誤もあつたということなども勉強の中であらわに反省しております。

そこで申し上げますが、我が国の農業は、中小家畜や施設野菜など施設型専門部門において経営規模の拡大が進んできただ、こういうふうに見られるわけでございます。ところが、稲作等の土地利

用型農業部門では経営規模の拡大がなかなか進まなかつた、このことが生産性の向上が立ちおくれたことにつながつているという認識であります。

そういう認識のもとで、これら土地依存度の高い農産物の価格が国際水準に比べて、先ほど申し上げておるとおり、どうしても割高になつておる、内外価格差の縮小が求められているゆえんが

そこにある、こう思つております。しかし、これ

は先ほど申し上げましたが、「一朝一夕にすぐ農業の生産性向上」というものもあり得ない。やはり時

間をかけて長年積み重ねていく、その努力を今まで

続けてきましたし、今後もたゆみなく続けていく

以外にないと思っております。そこで国民全体の

理解を得ながら、農家の経営規模の拡大、あるいは生産組織の育成、農業生産基盤の計画的整備、あるいはバイオ等の新技術の開発、普及、こういふことを総合的に、しかも積極的にきめ細かくや

るために考えておるわけでございます。

○東(順)委員 では、本法案についてでございま

すけれども、本法案に基づく措置は、平成二年四

月一日から異性化糖等の輸入が自由化されること

あるんだぞ、我々もしっかりやるから皆さんも頑

張ってくれ、こういうことでやつていかなければ

ならない。ただ精神鼓舞だけではダメですから、

然のこととは思います。

〔石破委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、本法案の審議に際しまして、甘味資源政策をめぐる諸問題につきまして若干質問させていただきます。

まず甘味資源政策についてお伺いいたしますけれども、砂糖業界の構造改善措置については、昭和五十八年十月から約五年間、特定産業構造改善臨時措置法によつて定められました構造改善基本計画に基づいて実施されております。同法は六十三年六月に廃止をされておりますけれども、現在砂糖業界の構造問題が一体どういう状況にありますか。この辺を御説明願いたいと思います。

○鷲野政府委員 砂糖の精製糖業界でございますが、今先生御指摘のとおり、昭和五十八年に産構法の指定を受けまして構造改善基本計画をつくりまして、基本計画の中で合計百万トンの設備の廃棄をするという方針のもとに取り組みました結果、目標に対して九割の達成率で九十万トンの設備の廃棄、工場数も一十九工場を二十一工場に減らすというかなり思い切った構造改善を実施したわけでございます。産構法の期限切れをもつてこの措置は終了したところでございますが、現段階でも精製糖業界全体としての溶糖能力と申しますか設備の稼働実数が大体二百万トンでございま

す。これは、南の方のサトウキビは粗糖として生産されましてそれを国内の精製糖企業がリファインしているということもござりますので、そういうものも合わせまして約二百万トンでございま

す。それに対しまして現有の設備が二百九十万トン程度でございますので、設備の稼働率としては七割程度ということで、現状においてもなおなお構造改善を行う必要があるわけでございます。私

も、産構法の期限は終了しましたけれども、今後とも、砂糖精製業界がこの構造改善をみずから問題としてとらえましてこれを推進していく必要があると考えております。そういうふたことを

して、これを努力目標といたしましてこれまでも経費全般の節減に努めてはきたところでございま

す。

○東(順)委員 ちなみに申しますと、これまでの五十六一五十八年度の実績に対しまして六十一年度から六十三年度の実際の合理化の割合が、てん菜糖企業の場合には二二%程度、それから甘蔗糖企業の場合が六六%程度ということで、それなりに経営合理化の努力をしていることも確かでございます。それ

で、昨年九月、平成五砂糖年度を目標年次とする新しい目標生産費を設定したところでございま

す。

○東(順)委員 こういうコスト低減、経営合理化、それが我が国の砂糖価格にそのままつながる

わけでございますけれども、確かに現在の我が国

の砂糖価格はほかの農産物と同様、国際的に見ますとやはりかなり高い水準にある。この内外価格差という問題がございます。この内外価格差の是正について、今質問いたしました業界の合理化対策とあわせて、国内のサトウキビやてん菜を生産している農家の経営と生活の維持向上を図りながら進めなければならない、こういう困難さを伴っているわけで、これは本当に大変なことだと思います。そこを十分承知はしておりますけれども、この内外価格差の是正という課題に対してこれからどのように対処されていかれるのか、よろしくお願いしたいと思います。

○鷲野政府委員 先ほどから種々御議論が出ておりますように、内外価格差問題というのはやはり砂糖政策を進める上で非常に大きな課題でございまして、私どもは今後ともこの着実な是正というものを図つていかなければいけないとthoughtしております。先ほども申し上げた繰り返しになるのですが、昨年一年をとりましても、砂糖消費税の撤廃さらにはコストの切り下げによりまして、合計して二十一円のコストの切り下げを行っております。それをお消費者価格に反映させておるところでございますが、今後ともこれは正については努力をしてまいりたいというように思っております。

○東(順)委員 続きまして、先ほどからお話を出ておりましたサトウキビの品質取引への移行についてお伺いをしたいと思います。

先ほどの建議の中で「さとうきびについては、国、県、市町村、農業団体、糖業者が一体となつて、生産性及び品質の向上への取り組みを一層進めるとともに、これまでの取り組みを踏まえ、本年産さとうきびの価格決定時において、品質取引への移行時期を明示するよう取り進めること。」とございます。聞くところによりますと、先ほどからも話しておりましたけれども、平成六年度産からこの移行を導入する、このように伺つております。これは事実でしょうか。また、事実とすれば、この平成六年度産までの移行期間を何ゆえ

五年間というふうに定めたのでしょうか。そういう理由についてまず伺いたいと思います。

○鷲野政府委員 およそ商品というものは本来的には品質に応じた取引がなされるというのが通例でございます。ただ、てん菜にしましてもサトウキビにしましてもいろいろな経緯がございまして、これまで長い間重量取引が行われてきたところでございますが、てん菜につきましては、関係者合意の上六十一年産から品質取引に移行をいたしました。その結果、歩どまり等が目に見えて向しまして、そのメリットは生産者、糖業者両方に反映された、こういうことでございます。サトウキビにつきましては、これまたてん菜とは別種の事情もございまして、なかなか一気に品質取引へ移行するということも難しいことは確かにございますが、これもかねてからの検討課題になつておりました。農政審議会や甘味資源審議会等で、何回か御提言等をいただいて検討してきた結果、一昨年の価格決定時に、次の年には品質取引移行への時期を決めるようにしておることになりました。決められまして、そして昨年十月の価格決定時に五年間の準備期間を置いて平成六年産から移行をするということが決まったわけでございます。

この五年という時期につきましては、もっと短い方がいいとか、あるいはできるだけ長い準備期間を置いてくれ、いろいろ意見はあったのでございますが、サトウキビにつきましては、その品質測定方法、あるいは地地域的な糖度のばらつきの問題、あるいは品種改良や作付体系を変えていかなければならぬとかいろいろな問題がございまして、関係者、これは国、県のほかに生産者団体、さらには糖業者も入って種種相談をしました結果、五年の準備期間が適当であろう、この五年の準備期間の間に諸準備を完了して、円滑に品質取引へ移行をしようじゃないか、そういうことでこの五年ということに決めたわけでございます。

ている、こういう大きな問題があるわけでござります。特に離島、そういう地域での品質向上のための施策というものは大変な困難が伴うだろう、たしてこれが本当にうまくいかなかつた例えは品質の改善のために品種の改良、それから基盤整備、こういったことが必要になつてくるわけで、これも決して容易な課題ではなかつた、このよう思います。この重量取引から品質取引へ移行するという段階で、農家の中には、田たしてうまくいくのか、収入が減つてしまつたなかつるうか、こういろいろ心配の向きが品質実にあるようでございます。したがいまして、この品質取引への移行をどのようにそういう不安感を除きながら進められていくのか、こういったところを生産者としては、納得のいく御答弁、ぜひとも明確な答弁をお願いをしたいと思います。

ことによりまして平成六年産への円滑な移行を行なつてまいりたいというふうに考えております。農家の不安につきましてはそういった過程で払拭をするよう努めます。

○東頤委員 時間が参りましたのでこれで終わりますけれども、離島農業ということをやはりしっかりと踏まえまして、品質取引への移行ということの中から生産性を向上させていくために、しっかりと今後とも格段の努力を傾けていただきたい、このように要望するものでございます。何とぞよろしくお願ひいたします。

○角井委員長 藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 私に与えられた時間はわずか十二分でありますので、できるだけ御答弁は簡潔にお願いをしておきたいと思います。

それでは、砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案についてお伺いをいたします。

今回のこの法案は八八年の農産物十二品目の自由化合意の中のその他の糖類・糖水の自由化を実施するための法案であることは先ほどからの御説明でも明らかでありますが、今回の中止化には砂糖関連で砂糖を主成分とする調製品もこの四月からの中止化の対象になつております。まさに日本の甘味資源農家にとっても、また関連する中小の企業にとりましても深刻な打撃は必至であると考えます。十二品目、牛肉輸入自由化に対しては、もちろん当時多くの農民が反対をしたわけではありません。この自由化に体を張つて抗議をするなどいうことでみずから命を絶たれた農家の方もいらっしゃいました。その後、昨年の参議院選挙における自民党の大敗、そして今回の総選挙における自民党の農政幹部議員の相次ぐ落選に示されるよう、農民が農産物自由化路線に対して依然として厳しい批判と怒りを持つてることは明らかであります。しかしながら、この十二品目の自由化については政府自身は全く国会に説くこともなく決め、そして自由化直前になつて、この自由化を推し進めるために今回この法案が提出されてきました。

たわけあります。

せいかくの廻田先生のお話をございしますけれども、見解を異にいたします。一生懲りやつていろいろなことに変わりはありません。撤回をする意思はございません。

が自給率の向上をするんだなどとせんだっても海部総理が大いに言つておられるわけで、それは選挙の中でも言われましたけれども、とてもそういう方向に進まない、本当に残念なことだと思ひます。そして私は、この自由化を撤回しさえすれば、このような法案は要らないんだと改めて強調をしておきたいと思います。

甘味資源農家にとって十分なものとは言えない。現在の糖価安定制度を拡充強化することが非常に重要である。

重要であるということは、我が党は從来から主張してまいりました。この糖価安定制度に対しても攻撃がかけられております。その中には、国内産糖育成のための精製糖業界が負担している調整資金と安定資金積立金の支出を軽減すること、あるいはまた、国内産糖の合理化を推進し、ビート糖の生産制限を、あるいはまた九州、沖縄の甘蔗糖の糖安法からの切り離し、こういう制度の根幹を搖るがすような要求が出でてきているわけであります。私は、この際、農水省はこうした声に対してどのようにお考えか、お伺いをしておきたいわけであります。

○鷲野政府委員 糖安制度につきましては、御案内のように昭和四十年にこの制度ができ上がりま

して二十五年たつたわけでございますが、この間二つの大きな機能、すなはち北海道及び沖縄、南西諸島の重要な畑作基幹作物であるてん菜とサトウキビに対する価格支持、これによる生産の振興、安定化という一つの機能と、それからもう一つは、国際的に変動しやすい国際的な砂糖の市況の振れを直接国内に持ち込まないで国内の糖価の安定を図る、それによって消費者等の利益に資するというこの二つの大きな機能を持っておりまして、こういった糖価安定制度につきましては、今後とも、運用の改善はともかくしまして、制度についても維持すべきであると考えております。したがって、サトウキビの切り離し等の制度の基幹に触れる点については、全くそういう考え方方はございません。

それから、ビートの生産制限というお話をございましたが、これにつきましては、御案内のように、六十一年から北農中央会や道府も入って七万二千ヘクタールという作付指標をつくりまして、これに基づく計画生産を行っている。こういったことは統けてまいりたいと考えております。

それから、調整金の水準なり単価の問題でございますが、調整金の単価に絡む要因といふのはいろいろな要因がございますけれども、基本的に、調整金の単価があふえるということは国内の糖価水準を引き上げるということになりますし、それがまた内外価格差の拡大ということにもつながるわけでございますので、調整金単価の適正な水準の維持ということは、これからも運用上留意していかなければならぬ問題だと考えております。

○藤田(ス)委員 いろいろお答えになりましたが、甘蔗糖の糖安法からの切り離しは全く考えていない、これは一つ確認をしておきたいと思います。

それから、調整金の本準維持ということで事実上調整金も減らしてきておりますし、ビート糖の生産制限ということですが、生産者団体が勝手にやっているかのようなことをおっしゃいますけれども、これは明らかに政府の指導によるものであ

それから、ビートの生産制限というお話をございましたが、これにつきましては、御案内のように、六十一年から北農中央会や道府も入って七万二千ヘクタールという作付指標をつくりまして、これに基づく計画生産を行つてゐる。こういったことは続けてまいりたいと考えております。それから、調整金の水準なり単価の問題でござ  
まことに、農業生産の問題でござります。

いろいろな要因がございますけれども、基本的に、調整金の単価があえるということは国内の糖価水準を引き上げるということになりますし、それがまた内外価格差の拡大ということにもつながるわけでございまして、調整金単価の適正な水準の維持ということは、これからも運用上留意していくかなければならぬ問題だと考えております。  
○藤田(ス)委員 いろいろお答えになりましたが、甘蔗糖の糖安法からの切り離しは全く考えていない、これは一つ確認をしておきたいと思います。

それから、調整金の水準維持ということで事実上調整金も減らしてきておりますし、ビート糖の生産制限ということですが、生産者団体が勝手にやっているかのようなことをおっしゃいますけれども、これは明らかに政府の指導によるものであ

りまして、まして国内産糖の相次ぐ価格の引き下げ等々考えますと、財界の要求に農水省自身も歩調を合わせてきましたことは否めない事実であるというふうに考えます。しかし、この糖価安定制度を拡充強化するためには必要なことは、先ほどからも議論がありますが、加糖調製品の輸入を抑制するとともにこれを糖価安定制度に取り込む、こういうことではないでしょうか。今日では、八八砂糖年度を見ましても、調製品、製品の形で日本に流れ込んだ砂糖は推定で十六万トンと言われております。まして、実に国内の砂糖需要の六%を占めております。そしてこれがふえる理由は、これらが糖価安定制度を通らないために安く手に入れることが出来る、こうしたことだからであります。したがつて、糖価安定制度を守るという立場から考えるならば、こういう加糖調製品を糖価安定制度に取り込んでいかなければなりません。これは早急にやらなければならぬことだと考えますが、いかがですか。

ただきた、と思ひるので、ござ、ござ。

○藤田(ス)委員 私は、そういう姿勢こそ今本当に改めて真剣に対応しなければ、この制度そのものが穴があいて稼働しないものになり、犠牲は一方的に生産者や国内の関連業者にかかってくるだけだということを重ねて申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○亀井委員長 小平忠正君。  
○小平委員 既に長時間各党の先生方が質問をされまして、論議は十二分にされたかとは思います  
が、私も質問の機会を与えられましたので、重複すると思いますが若干私からも質問させていた  
だきます。

今回の異性化糖の輸入自由化については、糖化業界あるいは原料生産農家に不安感を持たせないことが特に重要であると思います。また、特に生産規模が大きい北海道農業においては、多大な傾斜配分という大きな犠牲を払って減反をして転作に努めてまいりました。そういう中で作物間の作

付面積の調整が大きな問題であります、食糧基地としての北海道の将来の展望についてどのようにお考えか、大臣の御所見をお伺いします。

○鷺野政府委員 てん菜が北海道の寒冷地の畑作における基幹的な作物であり、かつ輪作体系の重

要な一環であるということはもう十分承知しているところでございます。今後とも、諸般の生産対策とあわせて、糖価安定制度の適正な運用等を通してこのてん菜の生産の振興確保に努めてまいりたいと思っております。

○小平委員 私は大臣に基本的な姿勢について、今の糖価安定法の改正以前の問題として、北海道という地帶が大きな転作を強いられてきりきりしている状態に置かれています。そういう中で、今、後段この北海道のてん菜の割り当て等の問題についても質問したいと思つたのですが、その前段にお尋ねしたいと思ったわけです。ひとつ大臣、このような状況なものですから、どうぞそれについてよろしくお願ひ申し上げます。

次に、四月一日からの異性化糖の輸入自由化に

よっててん菜や甘蔗などの生産調整が厳しくなるのではないかとの生産農家の不安が多大にあります。ですが、当該改正でそれについて十分に対応できるかどうか、お聞きをいたします。

○鷲野政府委員　今回の自由化に対しましては、関税の引き上げとあわせましてただいま御審議をいただいております調整金の徵収の措置を開くこととしておりまして、これによつて輸入自由化に備える国内措置としては十分効果があると考えて

おります。生産者の方に不安等がある点について  
は、今後ともそういうことについてはよく指導  
をすることも、特にてん菜につきましては、た  
だいま北農中央会等が中心になつて進めておられ  
ます計画生産について今後とも続けてまいりたい

○小平委員 今計画生産というようなことをおつ  
しゃいましたが、今北海道ではん菜ということと  
で七万二千ヘクタールの作付をいたしておりま  
す。その中のいわゆる不安感を取り除いてもら  
うことなどが大事だと思って質問したわけです。

次に、今の輸入自由化に伴う関連の質問でありますけれども、国内産異性化糖は生産量の面で輸入異性化糖に大きな影響を受けると思います。本改正によって調整金の徴収並びに閑税措置法の改正による関税の引き上げ等がございますが、国内

○鷹野政府委員　まず、異性化糖は性状が液状でございます。それから、品質的に壊れやすい点がございまして、長期の輸送、長期の保存に耐えないと、うつ伏せで申しますが、名前を考へて、ここに

は御案内のとおりだと 思います。そういうことで、これまで輸入制限を行っておりましたのもで  
は全く輸入はなかつたわけでございます。今回輸  
入自由化になりまして輸入されてくる可能性はあ  
るわけでありますけれども、御指摘のように関税

措置それから調整金の徴収という措置をとるならば、国内産異性化糖が海外の異性化糖に競争する力は備えられるんじゃないかというよう見えてお

卷之三

ります。先ほどのとちよと申し上げましたが、可能性のあるものとしてはアメリカと韓国あたりだと思いますが、こういった国内での異性化糖の価格、さらにそれに連んでくる運賃、関税、それから調整金等を加えますれば、競争できるというようになります。

（小平義長） 今局長さんから競争できると考えておられるというように御答弁ございましたが、ぜひ競争できるようひつよろしくお願ひ申し上げます。

四千ヘクタールの作付となっております。ところ  
で、甘味資源審議会においても基盤整備の推進等  
を指摘しております。生産農家が希望を持つて農  
業を営むことができるようになることが特に肝要  
であると私は考えます。糖価安定制度の中ではん  
菜七万一千ヘクタールを准拠する二千五百から

りますが、生産性向上の見地から土地改良なり基礎整備の推進に大いに努めるべきと考えるが、いかがでしょうか。

あるというふうに考えております。従来から、て

の生産地減少ある比(勝道)農業基盤整備二

新編 金匱要略 卷之三

きましては補助率等において優遇措置を講じて、  
てん菜を切らすする耕作の生産者用意と図るこ  
の趣旨が該當長 これより付命をいります。

道、こういう各種の事業を実施してきているわけ  
ます。石破茂君。

も、北海道の農業基盤整備費といたしまして千六〇億円を予算案におきまして、この辺の問題は、農業の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律であります。平成二年度の予算案におきまして、

百五十二億円余の金額を確保することといたして  
案について賛成の討論を行ふものであります。  
記正の書面を三則もつて、同様の書面

推進に努めてまいる所存でございます。

○小平委員 沙汰 てん糸についてお聞きいたし

今でん粉は、抱き合わせ販売制度と二次税率を

このような状況の中で、昭和六十三年七月の日米協議により、異性化糖及び砂糖混合糖が本年四月一日から輸入自由化されることとなつております。

そこで、この輸入自由化に対処し、これら輸入異性化糖等について、国内産異性化糖及び輸入砂糖が調整金を負担していることとの均衡を図る必要があり、このため、早急に本法案に基づく措置を実施する必要があります。

すなわち、本法案は、輸入異性化糖等を新たに事業團売買の対象に追加し、所要の調整金を徴収する措置を講ずるものであり、これにより、現在の国内産異性化糖等の負担との均衡が確保されるものと考えております。

以上のよう、本法案が早急に成立し、所要の措置が講じられることが、輸入自由化に伴う国内甘味産業及び国内糖価の混亂の防止を図るため、必要不可欠と考えられますので、本法案に賛意を表明しまして私の討論といったします。

○鷲井委員長 藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 私は日本共産党を代表して、砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

この法案が糖価安定法に新たに取り込もうとしている混合糖及び異性化糖等は、そもそも我が党が強く反対した八八年七月二十一日の農産物十二品目の日米自由化合意の中の品目の一つであるその他の糖類・糖水に該当するものであります。九年〇年四月一日に貿易管理令改正によりIQが撤廃され、自由化がなされようとしています。これらの糖類の自由化によって、国内の甘味資源生産農家と中小製糖メーカーはその存立を大きく脅かされています。

こうしたときに、四月一日からの政府の自由化措置を当然のこととして是認させ、その自由化のための前提条件を整備しようという本法案には到底賛成することはできないわけであります。砂糖関連の自由化措置は、この法案だけでなく、輸入異性化糖及び混合糖について関税率の引

き上げ及び一年ごとにその関税率を一〇%ずつ引き下げる内容の関税率法の改正や、同じく十二品目で自由化が決められた砂糖調製品の関税率引き上げのためのガット許諾案件などが関係委員会に提出されており、我が党は、これら一連の自由化措置に明確に反対をしているのです。

最後に、糖価安定制度自身について言えば、これが自由化の代替になり得ることは毛頭ないとしても、輸入粗糖に対する調整金により、甘味資源生産農家を初めて国内生産の一一定の保護を図るもので、この趣旨はますます生かされ、拡充強化されなければならないことは当然であります。むしろこの点では、財界の内外価格差圧縮の名による制度改悪のねらいは断じて許してはならない」ということを強調して、私の討論を終わりました。

○鷲井委員長 これにて討論は終局いたしました。この点では、財界の内外価格差圧縮の名による制度改悪のねらいは断じて許してはならない」ということを強調して、私の討論を終わりました。

○鷲井委員長 これにて討論は終局いたしました。

○鷲井委員長 これより採決に入ります。

○鷲井委員長 内閣提出、砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○鷲井委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、本年四月から異性化糖等の輸入自由化により、国内糖

粉原料用に併せて、今後増加が期待される加工食品用への用途開発を積極的に推進することとし、同業界の秩序ある健全な発展が図られるよう指導に努めること。

一、糖化業界については、国内産いもでん粉の円滑な消化に寄与していること等にも留意し、同業界の秩序ある健全な発展が図られる

よう指導に努めること。

二、国内産いも類の需要拡大を図るために、でん粉原料用に併せて、今後増加が期待される加工食品用への用途開発を積極的に推進することとし、同業界の秩序ある健全な発展が図られる

よう指導に努めること。

三、加糖調製品の輸入については、その動向を注視し、国内の砂糖需給に悪影響を及ぼすこととならないよう努めること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の経過等を通じて委員各位の御承知のことろと思いまますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○鷲井委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

大原一三君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○鷲井委員長 起立多數。よって、本案に対し附

帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農

林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。山本農林水産大臣。

○山本国務大臣 ただいまの附帯決議につきまし

ては、決議の御趣旨を尊重いたしまして十分検討の上善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○鷲井委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○鷲井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○鷲井委員長 報告書は附録に掲載

○鷲井委員長 次回は、明二十八日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十九分散会

● 第二条第一項中「糖度(温度二十度において、砂糖二十六グラムを水に溶解して百ミリリットルとしたものを国際日盛りの検糖計により測定した場合の直接旋光度をいう。)が九十八度以下」を

「乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が検糖計(旋光度を測定するものに限る)の読みで九十八・五度未満に相当する」に改める。

第五条第一項中「種類の砂糖」の下に「又は砂糖」とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混合した糖

で政令で定めるもの」を加える。

第八条を次のよう改める。

(輸入に係る指定糖の買入れの価格)

第八条 第五条第一項又は第六条第一項の規定による充實度に係る指定額についての事業団の買入れの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定糖が砂糖である場合にあつては、その輸入申告の時について適用される平均輸入価格（粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該平均輸入価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

二 当該指定糖が砂糖と砂糖以外の糖とを混和した糖（以下「混合糖」という。）である場合にあつては、次のイに掲げる額に次のロに掲げる額を加えて得た額

イ その輸入申告の時について適用される平均輸入価格に砂糖含有率（混合糖に含まれる砂糖の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（当該混合糖に含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、その種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

ロ その輸入申告の時について適用される平均輸入価格に当該混合糖に含まれる砂糖以外の糖の割合を乗じて得た額に、粗糖と当該砂糖以外の糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して当該砂糖以外の糖の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た額

第十条第一項第一号中「次に掲げる額」の下に（当該指定糖が混合糖である場合にあつては、次に掲げる額に第八条第二号ロに掲げる額を加えて得た額）を加え、同号イ中「その種類に応じて、当該国内産糖合理化目標価格」を、その種類（混合糖については、当該混合糖に含まれる砂糖の種類。以下この項において同じ。）に応じて、当該国内産糖合理化目標価格（混合糖については、当該国内産糖合理化目標価格に砂糖含有率を乗じて得た額）に改め、「当該平均輸入価格」の下に（混合糖については、当該平均輸入価格に砂糖含有率

8 第二項の規定による異性化糖等の売渡しは、当該異性化糖等に係る輸入申告の前に、売渡申口中「当該安定下限価格」の下に「(混合糖について)」を乗じて得た額を、「当該額の下に(混合糖について)」を乗じて得た額を乗じて得た額を、「当該額に砂糖含有率を乗じて得た額」を加え、「その乗じて得た額を」を「当該農林水産大臣の定める率を乗じて得た額を」に改め、同号「(混合糖について)」の下に「(混合糖について)」を乗じて得た額を、「当該安定下限価格に砂糖含有率を乗じて得た額」を加え、「得た額」を「得た額。以下この号において同じ。」(当該指定糖が混合糖である場合にあっては、当該安定上限価格に第八条第二号ロに掲げる額を加えて得た額)に改め、同条第二項中「輸入に係る砂糖」に改め、「輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれれる砂糖を含む。以下同じ。」を加え、「定めた砂糖」の下に「(輸入に係る砂糖並びに国内産糖)」に改め、同条第三項中「平均移出価格」を「平均供給価格」に改め、「異性化糖の製造数量」の下に「及び輸入数量(輸入に係る混合異性化糖(異性化糖と砂糖その他の異性化糖以外の糖とを混合した糖で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に含まれる異性化糖の数量を含む。)」を加え、「その製造数量」を「これらの数量」に、「異性化糖の推定製造数量」を「異性化糖(輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖を含む。)」の推定供給数量に、「同条第二項」を「第十八条の三第一項及び第十八条の六第三項」に、「標準異性化糖推定製造数量」を「標準異性化糖推定供給数量」に、「規定する砂糖」を「規定する輸入に係る砂糖並びに国内産糖」に改め、同条第四項中「平均移出価格」を「平均供給価格」に改める。

込書を事業団に提出してしなければならない。  
第十八条の二中第六項を第七項とし、第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 異性化糖又は混合異性化糖（以下「異性化糖等」という。）につき輸入申告をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る異性化糖等の所有者でない場合にあつては、その所有者）は、その輸入申告の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格に満たない額であるときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る異性化糖等を事業団に売り渡さなければならない。

一 当該輸入申告に係る異性化糖等が関税定率法第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他政令で定める場合

二 輸入に係る粗糖につき当該輸入申告の時にについて適用される平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、当該輸入申告の時について適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が当該輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格を超える場合

第十八条の二に次の一項を加える。

第三十五条第三項の規定は、第二項の規定による壳渡しに係る異性化糖等について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第十八条の二第八項」と、「同条第一項」とあるのは同条第七十条第一項」と読み替えるものとする。

第十八条の三の見出しを「異性化糖平均供給価格」に改め、同条第一項を次のように改める。

異性化糖の平均供給価格（以下「異性化糖平均供給価格」という。）は、標準異性化糖につき、政令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で定めるところにより、次に掲げる額を基準とし、その適用期間の属する砂糖年度に係る標準

異性化糖推定供給数量のうち製造に係る部分と輸入に係る部分との比率を勘案して、農林水産大臣が定める。

一　国内における異性化糖の原料でん粉の価格並びに異性化糖の製造及び販売に要する標準的な費用の額

二　その適用期間前の一定期間の海外の異性化糖の主要な生産地域における異性化糖の市価の平均額、輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額、関税の額に相当する金額及び輸入に係る異性化糖の販売に要する標準的な費用の額

第十八条の三第二項中「異性化糖平均移出価格」を「異性化糖平均供給価格」に、「異性化糖の原料でん粉の価格」を「国内における異性化糖の原料でん粉の価格又は海外の異性化糖の主要な生産地域における異性化糖の市価」に改める。

第十八条の四の見出し中「異性化糖」を「異性化糖等」に改め、同条中「係る異性化糖」の下に「以下「国内産異性化糖」という。」を加え、「当該異性化糖の」を「当該国内産異性化糖の」に、「異性化糖平均移出価格」を「異性化糖平均供給価格」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十八条の二第二項の規定による壳渡しに係る異性化糖（以下「輸入異性化糖」という。）又は混合異性化糖（以下「輸入混合異性化糖」という。）についての事業団の買入れの価格は、次の場合号に掲げる区分に応じ、それぞれ、当該各号に掲げる額から消費税の額に相当する金額を控除して得た額とする。

一　輸入異性化糖　その輸入申告の時について適用される異性化糖平均供給価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

二　輸入混合異性化糖　次のイに掲げる額に次のロに掲げる額を加えて得た額

イ　その輸入申告の時について適用される異

性化糖平均供給価格に異性化糖含有率（混合異性化糖に含まれる異性化糖の割合）をいじる。以下同じ。」を乗じて得た額（当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額）

口 その輸入申告の時について適用される異性化糖平均供給価格に当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖以外の糖の割合を乗じて得た額に、標準異性化糖と当該異性化糖以外の糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して当該異性化糖以外の糖の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た額

第十八条の五の見出し中「異性化糖」を「異性化糖等」に改め、同条中「第十八条の二第一項」の下に又は第二項を加え、「異性化糖」を「異性化糖等」に改める。

前条第一項の規定による事業団の異性化糖の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 国内産異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度に係る額と次のロに掲げる額との差額に当該国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度に係る額を加減して得た額

第十八条の六の見出し中「異性化糖」を「異性化糖等」に改め、同条第一項を次のように改める。

一 国内産異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度に係る額と次のロに掲げる額との差額に当該国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度に係る額を加減して得た額

第十八条の六第三項中「第一項」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項第一号」に、「規定する砂糖」を

異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。次号において同じ。」

二 輸入異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る前号の率を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額から、消費税の額に相当する金額を控除して得た額

イ 前号イに掲げる額  
ロ 当該輸入異性化糖の輸入申告の時について適用される異性化糖平均供給価格

三 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る前号の率を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額から、消費税の額に相当する金額を控除して得た額

イ 前号イに掲げる額  
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時について適用される異性化糖平均供給価格

四 第二項第二号ロに掲げる額を加えて得た額から、消費税の額に相当する金額を控除して得た額

イ 異性化糖調整基準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時に定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額

イ 前項第二号に掲げる額  
ロ 当該輸入異性化糖の輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額）

四 第二項第二号に掲げる額を超過する場合のロに掲げる額

イ 前項第二号に掲げる額  
ロ 当該輸入異性化糖の輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格から消費税率に相当する金額を控除して得た額

五 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合のロに掲げる額

イ 前項第三号に掲げる額  
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額）

六 第二項第二号に掲げる額を超過する場合のロに掲げる額

イ 前項第三号に掲げる額  
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額）

「規定する輸入に係る砂糖並びに国内産糖」に、  
「標準異性化糖推定製造数量」を「標準異性化糖推定供給数量」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の異性化糖又は混合異性化糖の移出又は輸入申告の時に均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、前条第一項の規定による事業団の異性化糖等の売戻しの価格は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 国内産異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合のロに掲げる額

イ 前項第一号に掲げる額  
ロ 当該国内産異性化糖の移出の時について適用される異性化糖標準価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額）

二 輸入異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合のロに掲げる額

イ 前項第二号に掲げる額  
ロ 当該輸入異性化糖の輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額）

三 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合のロに掲げる額

イ 前項第三号に掲げる額  
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額）

四 第二項第二号に掲げる額を超過する場合のロに掲げる額

イ 前項第三号に掲げる額  
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額）

五 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合のロに掲げる額

イ 前項第三号に掲げる額  
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額）

六 第二項第二号に掲げる額を超過する場合のロに掲げる額

イ 前項第三号に掲げる額  
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額）

省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。加えて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。金額を控除して得た額。

第十八条の四第二項第二号ロに掲げる額を（輸入に係る異性化糖等の買入れ及び売戻しの価格の減額）に加えて得た額から、消費税の額に相当する金額を控除して得た額。

第十八条の六の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の異性化糖又は混合異性化糖の移出又は輸入申告の時に均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、前条第一項の規定による事業団の異性化糖等の売戻しの価格は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 国内産異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合のロに掲げる額

イ 前項第一号に掲げる額  
ロ 当該国内産異性化糖の移出の時について適用される異性化糖標準価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額）

二 輸入異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合のロに掲げる額

イ 前項第二号に掲げる額  
ロ 当該輸入異性化糖の輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額）

三 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合のロに掲げる額

イ 前項第三号に掲げる額  
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額）

四 第二項第二号に掲げる額を超過する場合のロに掲げる額

イ 前項第三号に掲げる額  
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額）

五 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合のロに掲げる額

イ 前項第三号に掲げる額  
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額）

六 第二項第二号に掲げる額を超過する場合のロに掲げる額

イ 前項第三号に掲げる額  
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額）

糖にあつては、当該壳戻しに係る混合異性化糖の数量等を、「製造数量等」の下に「又は異性化糖等の輸入数量等」(混合異性化糖に含まられる異性化糖の数量等)を加え、「異性化糖の第三十一条第一項」を「異性化糖等の第三十条第一項」に改め、「第十八条の六第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項に規定する壳戻しの価格に、前条第一項の農林水産大臣が定める額を基準とし砂糖と異性化糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して標準異性化糖との性状、用途、市価等の差異を勘案しあつては、輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の移出の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)を「これらに規定に規定する壳戻しの価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に改め、同項に次の各号を加える。

一 国内産異性化糖 前条第一項の農林水産大臣が定める額を基準とし砂糖と異性化糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して標準異性化糖につき当該超える数量に係る国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該額に農林水産省令で定める額で定めるところにより算出される額を加減して得た額。次号において同じ。)

二 輸入異性化糖 当該超える数量に係る輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る前号の農林水産大臣が定める額から消費税の額に相当する金額を控除して得た額

三 輸入混合異性化糖 当該超える数量に係る輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る第一号の農林水産大臣が定める額に異性化糖含有率を乗じて得た額(当該異性化糖以外のものである場合にあつては、農

林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)から消費税の額に相当する金額を控除して得た額

第三十四条第一項中「若しくは砂糖」の下に「、混合糖若しくは異性化糖等」を加える。

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
第一条 改正後の砂糖の価格安定等に関する法律

2 前項の規定により読み替えて適用される新法  
第十条第一項第一号イの農林水産大臣の定める  
率は、同条第四項において準用する新法第三条  
第六項の規定にかかわらず、この法律の施行の  
日（以下「施行日」という。）に告示するものとす  
る。

3 第一項の規定により読み替えて適用される新  
法第十条第一項第一号イの農林水産大臣の定め  
る額のうち平成二年四月一日の属する新法第十  
八条の三第一項の期間に係るものは、新法第十  
条第四項において準用する新法第七条第一項の  
規定にかかわらず、施行日に告示するものとす

と、「当該年度における」とあるのは「平成元砂糖年度における」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される新法第十八条の六第一項の農林水産大臣の定める率は、同条第四項において準用する新法第三条第六項の規定にかかわらず、施行日に告示するものとする。

(蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正)

第七条 蚕糸砂糖類価格安定事業団法(昭和五十六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号ロ中「異性化糖」を

**第四条** 平成二年四月一日の属する新法第七条第一項の政令で定める期间についての異性化糖標準価格は、新法第十八条の二第六項において準用する新法第七条第二項の規定にかかわらず、施行日に告示するものとする。

**第五条** 平成二年四月一日の属する新法第十八条の三第一項の政令で定める期间についての異性化糖平均供給価格は、同条第二項において準用する新法第七条第二項の規定にかかるらず、施行日に告示するものとする。

**第六条** 平成二年四月一日から九月三十日までの間にその製造場から移出し、又は輸入申告をする異性化糖等についての新法第十八条の六第一

第三十七条第三項中「売渡しの価格」の下に  
「(当該指定糖が混合糖である場合にあつては、  
当該売渡しの価格から同法第八条第一号ロに掲  
げる額を控除して得た額)」を加え、「同号ロの  
安定下限価格」を「同法第十条第一項第一号ロの  
安定下限価格(混合糖については、当該安定下  
限価格に砂糖含有率を乗じて得た額)」に改め  
る。

(蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正に伴  
う経過措置)

第八条 施行日前にした行為に対する蚕糸砂糖類  
価格安定事業団法の規定による罰則の適用につ  
いては、なお従前の例による。

する新法第七条第二項の規定にかかるわらず、施行日に告示するものとする。

(蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前にした行為に対する蚕糸砂糖類価格安定事業団法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における混合糖、異性化糖等の輸入に係る事情の変化に対処して、輸入に係る砂糖に加え、輸入に係る混合糖に含まれる砂糖につきその価格調整を図るために措置を定めるとともに、国内産の異性化糖に加え、輸入に係る異性化糖につき砂糖との価格調整を図るために措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





平成二年四月一日印刷

平成二年四月三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局